

## 平成29年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年3月3日（金）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について  
日程第 3 議案第12号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 4 議案第13号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について  
日程第 5 議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

### ○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

### ○欠席議員（なし）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
鈴木優	教育長
中里重義	町長補佐
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長

橋 本 宏 海 農 業 委 員 会  
事 務 局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

伊 藤 良 昭	事 務 局 長
川 野 辺 晴 男	庶 務 議 事 係 長
小 林 桂 樹	行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○青木秀夫議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 本間 清議員登壇]

○3番 本間 清議員 おはようございます。3番、本間です。よろしくお願いたします。今日3月3日は、女の子を祝う桃の節句ですが、この季節になると寒さも一段落し、暖かさを実感できるようになってきたかなと思います。

さて、昨年12月議会定例会において再上程された庁舎建設工事議案が可決されたことにより、新庁舎建設が着工され、平成30年6月完成を目指すことになりました。長年親しまれてきた現庁舎が間もなく役目を終え、表舞台からその姿を去ろうとしています。一抹の寂しさを感じながらも、この新庁舎の完成により、町民サービスの向上、拡充はもちろん、万一の災害時には防災拠点として、安心、安全のかなめとなることを考えると、町民の一人として期待を持ってこの完成を見守りたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。平成28年11月6日に行われました板倉町町長選挙からはや4カ月がたとうとしています。栗原町長3選を果たし、当時の熱気を落ちつきを取り戻し、町長職務に専念していることと推察いたします。3期目、就任直後の12月議会定例会では、町長に対し町政等に関する質問がなく、「広報いたくら」12月号に、栗原町政3期目の決意が町民へのメッセージとして掲載されましたが、これには町長就任後8年間を振り返り、町民に公約してきた数々の達成、そしてこれからの課題解決へ向けての決意を述べておりますが、ここで町長に対して質問をいたします。

初めに、栗原町長にとりまして、今回4回目の町長選挙でしたが、過去には落選の経験もありましたが、今回を含め3回連続当選を果たし、この2期8年間の成果として八間樋橋の完成や役場庁舎建設着工などが大きな事業の実績に挙げられますが、町民生活に直結した「現実直視、生活重視」をスローガンとして、実現可能なことを一つ一つ実現させていく。このことを信条に今日まで町政のかじ取りを行い、これからも町の課題解決に挑戦が続きますが、今ここで少し立ちどまり、板倉町の過去や未来に、また自分自身に思いをはせたとき、町長の脳裏に去来するものは何なのでしょうか。町の最高責任者として、すなわち町民1万

5,000人が町長の双肩にかかるその重みは、その立場に立った人にしかわかりません。それはどういうものなのか、その心情の一端をお聞かせいただければと思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。一般質問ということで、今日は昨日とは打って変わって大勢の皆様 の傍聴者もでございます。ありがたく思いますし、答弁ということで淡々と、アメリカのあれは一般教書演説 ではないですか、でもありませんが、うそ偽りなく、申し述べながら答弁の基本姿勢といたして、ただいま の本間議員のまず質問についてお答えしたいと思います。

今の当選後3カ月ほどたった状況での心境はいかがかと、原点に返って、またそれとも別の意味で何を考 えているのかとか、質問そのものは単純な質問であります、非常にどういうふう to 答えたらいいかわから ないような難しい質問とも受けとめております。

率直に申し上げまして、まずただいま一番最後の下りで、町の政治は町長の双肩にかかっているという表 現をされましたが、まさにそうかもしれませぬし、そうでないかもしれないというふう to 思っております。 リーダーシップは私がとるのでありますが、トップとて個人でありますので、いわゆる間違いもあるかもしれませ ぬ。また、行き過ぎる可能性も、いわゆる走り過ぎあるいは走り足りない。町長が提案をする立場にあり、 それを幸い役場の私を取り囲む、私と言うよりも町長を取り囲む各いわゆる一応のプロフェッショナル、そ れが課長であり、係長であり、各課であるとすれば、そういうわけにありますので、常に自分の考え方を述 べ、そしてできるだけ議論を起こし、そういったいわゆる首脳部であっても、基本的にはいつの時代も、そ れは針ヶ谷町長であろうが、その前の小森谷町長であろうが、一切俺が発言したらおまえらは黙っていろ というようなことではないだろうというふう to 思っております、そういう意味では強いリーダーシップはと りつつも、やはり合議制で進めていくということで、先ほどの双肩にかかっているのかもしれないしという ところあります。私も責任の大きな部分も背負いますし、またみんなで話し合っ て、よいという方向へ進 んでいくのですから、万が一そのよいと思ってやったことがまずい場合には、もちろん私が責任を一番重く とりますし、またほかの人は関係ないよというわけにもいかないということも含めて、合議制で進んでいる というのであります。

また、何を思っているか。これは、8年前あるいは落選当初から一応は私も議員から出発をいたしまして、 議会は当時は18人おりましたが、その後、数が減って現在の数ですが、一人として、やはり自分ではこれが 正しいのだと幾ら主張しても、そういう言い方ではここに議員さんも、あるいは議会の場で失礼ではありま すが、自分の思った方向にどうしてもいかないという場合が多々ございます。その原因が、ややもすると政 策論争でなく、感情的なものとか、あるいは力学の重さとか、いろんなほかの要件で、なかなか自分のどう 考えても間違いではないと思うけれども、なぜ自分の意見が通らないのだろうとか、さんざん苦悶をいたし て、その当時5年で転身を図ったという経緯から鑑みまして、いずれにしてもできればチャンスがあれば、 そういう自分の先ほど言った双肩にかかるという部分ですが、これは。自分の思うような形の中でリーダ ーシップをとってみたいという、そういう意味での立場でも、それに魅力を感じて今日まで落選もし、また 無投票当選もありましたし、先般の非常に長い友人関係にもあり、しかも年も同じである館野県議会議員、 私より同年であっても政治経験上は長い方とも、時には政策の違いも踏まえて正々堂々と戦うという、そう

いったことを通して、今申し上げた自分の考え方をできるだけ一定期間反映させられるような立場になってみようということで、今日の立場があるわけであります。

したがって、町長として今考えていることは、何年たっても、何期たっても同じことでありまして、時の課題の解決をまず図るということであります。それには当然優先順位をつけながら、一つでも解決をし、本当はお金が限りなくあるのであれば、全て町民の皆さんの要望を一挙に解決できるわけでありますが、限られたお金の中で優先順位をつけながら、一つ一つ困っている問題や課題を手に入れることが時の町民の夢に一步步近づくことであろうということで、夢は叫んでいるだけでは夢で終わってしまうわけであり、そういう意味では、着実に自分の右ポケット、左ポケットへ入れていくという、そういうことも含めて考え、頑張っているところであります。

また、それに伴う姿勢を堅持するということであろうと思っております、栗原はどこを捉えて強いとか、いろんなご批判もいただくようではありますが、一応自分では謙虚な姿勢で取り組んでいるつもりであります。いわゆる聞く耳は十分持っているつもりでありますし、ただ意見が合わなければ徹底的に反論をするということで、そういう意味での強さはあるかもしれません。でも、それは政治家にとって必要なことであり、論じて、その後、結果をやむを得ずですが、自分の論理が通らないときは認めざるを得ないという民主主義の基本的な原理にのっとってということで、そういう姿勢を堅持しながら、できるだけ人間ですが、うそをつかず、精いっぱい昼夜を問わず努力する。したがって、私はいつも申し上げるのですが、この10年間私的な旅行一つ一切しておりません。でも、それはみずから手を挙げてやりたい。それに対して頑張らせてみようではないかという住民の結果に応えるためのそれは当然の姿勢だと思っておりますので、歯を食いしばって頑張っているところであります。いつか人間ですから、嫌になるときもあるかもしれません。そのときには立ちませんということでございます。

そして、できるだけ公平、公正を、これも難しいことです。昨日、おととい、毎日、日本の今中枢で行われている国会で、森友学園がどうの、政治家、陳情も受けます。頼みも受けます。政治家は頼まれたら仲介することも仕事の一つですというようなことも正々堂々と述べられている中で、国会議員でもですよ。私自身はそれを今現在は受ける立場にあるわけですから、むやみに、また余り制限をし過ぎては町民の声も聞けない。一定以上私利私欲が絡んで一歩入れば、いわゆる疑惑の対象になるとか、非常に難しい立場であります。そういう意味では公平、公正を誓いながら、できるだけ慎重に、丁寧にとということも含め、言ったことはやはりできるだけやるということを常に頭の中に置かなければ、言いかえればうそつきになってしまいますし、信用も大きく落とすというようなことも含め、物事を進めていくには、やはり合理的あるいは企業的と、それをほかの表現でも使う場合もありますが、やはり経済を踏まえ、合理的に企業的感觉で進めていくというようなことも含め、やはり守るべき規律の徹底とか、あるいはこれは私は大事なことかと思っておりますが、強い人に強く、弱い人に弱くという姿勢を持っているつもりであります。比較的最小な立派なことを言いますが、自分より上の人には発言をどうしても自分の損得勘定も含めて弱くなってしまい、例えば私がもちろん天皇陛下や安倍総理大臣と行き会えば、ここで言っていることと同じことは言えなくなるであります。論理的に言える立場ではありますが、そのいわゆる立ち位置での違いみたいなものを余り優先し、また余り五分五分の言葉をすると、大きく自分にそのマイナス面が降りかかってくるのではないかなというような、いわゆる自己保身に先立って、比較的最小が見ていまして、多くの人が当選するときには立派なこ

とを言いますが、上には弱く、町民の皆さんには強くというような姿勢がもしかすると、俺は議員だ、俺は町長だというような姿勢もあるのかもしれないということも含めて、そういったことにならないように、我々の上位、それは県であり、県の方々がいらっしゃったときには、できるだけ私はどういう立場か、町民を代表する立場にある。言いづらいことでも、個人が憎まれても、ただし、口がきけなくなるようなけんかもできませんのですが、私は代表する立ち場にあると、そういう意味では、上には強く、そして町民の皆さんにはできるだけ聞くということも含め、弱者にはさらに弱く、優しくということで対応しているつもりであります。

しかし、なかなかみんな聞いても、実行できないというのが残念ながら財政というものを考えますときに、非常に断腸の思いでありますがお断りすることも多々ございまして、そういう意味では、そういう悔しさ、難しさを味わいながら、依然として当選すればするほど、残っていくものはやりづらいものが残っていくわけですから、1期目のときにおおむねこういうことをやりたいという公約、2期、さらに残ったものを、さらに時の新しく生まれた問題と合わせて公約、さらに残ったものと、さらに新しくなったものを合わせて公約とやっていくわけですから、当選回数を重ねれば重ねるほど難しい問題が残る。プラス新しい課題に挑戦をしなくてはならないということも含め、非常にむしろ一日一日が1期目、1期目も物すごく緊張しましたが、2期目、3期目、だんだん楽になってというふうに考えられるかもしれませんが、むしろ厳しさを感じながら、より慎重にということに対応してまいる以外にないなという心境で今現在おります。

答えがこういう答えでよろしいのでしょうか。以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今の町長の答弁、やはり意思を通す方だなということを実感いたしました。そして、やはり自分で町長はよく我が強いと言われますが、今の答弁ですと、やはり町民目線に立っている、町民のことを思っているなということを感じた次第でございます。

では、次に移ります。館林市との合併問題についてお聞きします。昨年6月、法定合併協議会が設置され、これまでに3回合併についての話し合いが行われましたが、館林市と合併をするのかしないのか、また合併の時期がいつごろになるのか、このことについては非常に町民の関心事であります。町長は、この時期について当初は1年から2年くらいで方向性が出るのではとっておりましたが、「広報いたくら」1月号に、町長在任中3年後には方向性を示したいとの考えを示しましたが、これには延長された感があります。合併は両市町で協議を重ね、合意案をもとに住民説明会を開き、丁寧な説明、意見交換を重ね、それらを協議事項に取り入れていくとなれば、それ相当の時間、期間がかかるのは当然ですが、合併の方向性についてこれだけの時が必要とするならば、結論がはっきり出るのは一体何年先になるのですか。

昨年11月28日、第3回協議以後、4回目の協議が延期されています。「無情の風は時を選ばず」との故事ことわざがありますように、合併協議会長でありました安楽岡館林市長が急逝されました。急遽来月、館林市長選挙が実施されるなどの諸事情により、さらなる延期が懸念されています。合併が確定したとの条件はつきませんが、栗原町長在任中に2つの市町は調印式をとり行い、1つの町になっていますでしょうか、町長の考えをお聞きします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 昨日の冒頭の所信表明の中にもそれなりのことは申し込んだつもりであります。既に合併の話が起こってから1年以上経過しております。順調に進めば2年ぐらいの間というのは、あと1年ぐらいの間ということも含めて、当初そういう発言をしてきた経緯もありますが、今いみじくも本間議員が言われた世の無常の風というようなことも含めて約半年停滞をしているということも事実であります。

そういう流れの中で、正直言ってまだようよう会議でいえば1つの3時間なら3時間の会議の冒頭、まずなぜ本日の会議が開かれたか、それが第1回目の話し合いであったと思いますし、集まったメンバーの皆様が初めての顔合わせでありますので、自己紹介みたいなもので第2回が終わった感じがいたします。

そして、第3回はいよいよこれから3時間の会議をお願いするわけで、もう既に15分、20分たちました。どんなような話し合いで進めてよいかということに入るわけですが、そのルールを決めたいと思います。ルールのまず第1番は、合併の方式をどうしますか。これを決めないことには先々話し合いが一切進みませんという、言ってみれば3時間の1つの会議で結論を出そうという工程を例えれば、今30分かそこらのところかなというふうに思っております、過去の3回の経緯が。そこへ持ってきて、今言った安楽岡氏の状況が発生をしまして、今現在私自身が合併協議会の職務代理者会長という立場にあります。その流れの中で、ご承知のように、今日の上毛新聞を見ましても、2人いる県議さんがそこそこ県議会の昨日の一般質問でという記事をごらんになった方もいると思いますが、館林をよろしく頼みたい。私も県議生活は余りもう長くはないと思いますとか、非常に意欲を示した一般質問、県議会のほうの一般質問で、何でそんなことを言っている、それよりも自分の方向性を館林で記者会見でも寄せてやれば、しっかりと意思表示ができるのではないかとと思うのですが、みんなそれぞれ戦略と作戦も含めてあるのだらうと思いますが、そういう状況に今現在ある中で、無投票になるのか、複数の有力候補の選挙になるのか、あるいは表現はよくありませんが、有力候補1に、やむを得ず無投票ではしようがないからということで、もしかすると勝算を抜きにした形での選挙ということも、その3パターンぐらいあるのではないかと誰が考えても推測はできるわけですが、そういう意味で、どのパターンを考えても、まず候補者は自分のいわゆる先ほど私自身も申し上げましたが、公約というのを申し上げなければなりません。その公約の中に合併の、こちらはずっともう同じ姿勢で昨日も所信表明で述べましたが、この中の8人という方がしっかりと話し合って、町民の幸せのために合併することを前提に、前提に賛成して板倉町の議会はぶっ壊すために8人が手を挙げているのではないです、論理展開がそうですから。

そういう流れの中で、板倉町の絶対多数の8人の議員さんは要するにそういう方向性を向いて協議をしているのが前提と館林は見ているのです。その流れの中で、館林の議会に前市長は私も賛成だし、議会も賛成だしというもろ手を挙げての問題であります。今回館林市の新しい市長がどういうふうなスタンスで公約をとり、挙げ、それに対して3つのパターンがあるわけですが、戦う相手、パターンが。その中でどういう論争が起こるかは、その戦いのケース・バイ・ケースによって違うのですが、市民の声がどう反映されるかというのをどうしてもこの時期見なくてはならなくなってしまうということも含め、いずれにしてもただ館林の市議会も19対3で、館林市の市民に対してある意味ではその結論を公約したわけですから、議会として。ただ、その議会に大きな影響を及ぼす、あるいはまた1回ガラガラボンにして再出発する、そういうものが安楽岡市長の逝去に伴って生じたということも含めれば、先が館林市の方向性がどうなるか、その市長さんの意向も相当影響力があるのであろうということで、私は前提町長、今の現在合併協議会が立ち上がっ

ているわけですから、それを尊重する、あるいはそれと同じ方向性を多分主張されてくるのではないか、どなたが市長になっても。とは思っておりますが、そういう不確定要素もありますので、大きく言えば、私の今回あと残された任期は3年9カ月あるわけですから、その間にいずれにしても幾ら議論してもだめなものだめ、幾ら議論して短時間でも議論をして決められるものは決まるわけですから、私の任期中にはどんな状態が起こっても、不測の状態が起こっても、方向づけはつくのだろうな、またつけられるのだろうなという、そういう責任を持っている立場として、どういうふうに見積もっても、だってそうでなければまた選挙になってしまうのではないですか、こっちの。ということでせいぜいあと一、二年の間にという感じはいたして、遅れても一、二年という、2年ぐらいの間にそこそこの結論づけはいくのではないかというふうに思っております。

合併の時期については、合併協議会での審議経過を見守りながら、住民生活への影響ができるだけ少ない時期を検討していくことになるのでありましようが、現在は3回のみ開催、そして遅れが生じている現状でありますので、新市長の就任後、重ねますが、に長期的な展望も含めて、議論も含め、また昨今館林においても、館林の政治を真剣に考える会みたいな議論も起こっているようでありまして、30名ほどの方が寄って、板倉の方も三、四名はその会の中へ出席をされているように私はテレビを通して見ていますけれども、そういった動きもむしろ起こってよしいと思っています。陰でぶつぶつ言うよりも、真っ向からしっかりと議論をし、合併、板倉町においても同じだと思っていますが、合併しないほうがよりこれから先の住民に幸せを与えられるというご自信があたりであれば、その論理で町民の皆さんを説得していただきたい。私もその逆の論理で合併したほうがよりこれから先の縮小社会の中で、いいことばかりはありませんが、でもサービス低下を何とか食いとめるとか、そういう意味では自分の私心を捨て、私欲を捨て、そういう意味で頑張ったほうがいいだろうということで、しかもどこを見てもこの邑楽館林あるいは近隣、両毛、茨城県や栃木県、板倉町を囲む町は全て合併をしているのに、なぜ板倉町が独立で幸せになれるのだろうかということも私自身は考えますときに、推進論者の一人として、依然として、しかも町長としてリーダーシップを発揮していきたいというふうに思っております。

ということで答えになったかどうか、これもわかりませんが、そういうことで結論はいつ、何年後とは言えませんが、2年かそこらのうちには、そこそこの結論が出て、その先にまた住民投票をやるか、やらないかとか、いろんな問題もあるかもしれませんが、日本は基本的には間接民主主義を全てとっております。部落の問題は、集落の問題は集落長さんに、部落長さんに、行政区は行政区長さんに、完璧ではないけれども、その人に一任をして、いわゆる原案をつくっていただいて、納得をして、一々全部住民照会をやっていることではないわけでありまして。板倉の町民、議会においても、我々においても町民の代表としてそういった判断を委ねられているわけですから、そういう意味ではしっかりと責任を持ってお互い行動するべきだろうと思っておりますし、そういうことも含めて住民投票等についても、どういう状況が起こったときに住民投票というのをやはりやったらよろしいか。自分たちは都合のいいときには、我々は住民の代表である。我々が、議会が絶対であるといって、過去、ついこの間も建設委員会で決まったことを御破算にし、それで都合が悪いときは、住民一人一人に聞けという論理は果たしてそれは通用するのだろうかとか、自分たちの責任はどのようなということも含めてこれから真っ向からそういう議論もまたもしかすると合併については、より真剣な問題ですから、私的な感情はこちらへ置いて、論理を重ねていって、板倉町はできれば8名あるいはさら

に増えていただいて、館林の結果は、結果はというのは新しい市長が誕生した後、議会もどういふふうになるかと、変わらない可能性もあるし、変わる可能性もあるわけですが、そういう意味では館林はいずれにしても1つの異変があったわけですから、でもうちの町は異変は現在起こっておりません。ということも含めて、そういった過去の自分の言動の責任も含め、しっかりとこれからも対応してまいります。

ただ、板倉町の合併協議会の委員さんとか、そういった皆さんが責任が持てないと、このまま話し合いを進める上では持てないということになった場合には、住民投票もやはり最後の手段として町民の皆さんに聞かなくてはならないとか、いろいろあるのではないかと考えているのですが、そういう意味では、いろんな不測の状態も考えられますので、何年ということには言えませんが、始まっていますので、一定の2年かそこから、これから合わせて3年ぐらいになるのかなという感じはしないでもありません。そういう発言を12月の議会でしたような感じもいたします。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 合併の時期については、町長在任中ということを考えていると、確たる根拠があるといひましようか、信念があるというふうに受け取りました。合併は当然法定合併協議会ということで、これは合併を前提にしているということで協議が行われているわけですが、こういった話し合いのことが行われているということは、今がいわゆる合併に対してのチャンスの時期、いわゆる好機逸すべからずという言葉がありますが、まさにそのとおりで、やはり迅速に進めるのがよいかなと思います。

次に、合併に対して住民投票の考え方についてお聞きしたいのですけれども、町長、答弁が長くて、次の時間がちょっと心配ですので、端的にお答えいただければありがたいと思います。仮にこの住民投票が実施された場合、町民の賛否の結果が判明しても、制定された条例にのっとって重視された住民投票結果は尊重はされなければならないが、法的効力を伴わないとあります。投票結果が大差であれ、僅差であっても、合併の行方は最終的には両市町の議会により決定しますが、住民投票が実施された場合、民主主義のルールに従い、民意を反映させた結果を町長はどのように受けとめますか。また、住民投票はどのような形で実施するのがよいと思いますか。そのお考えをお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいまも答弁申し上げましたが、住民投票というのは、私は一番公平のような感じがしますが、合併に対して全然関心のない人から非常に関心がある人、勉強している人とか、いろんな人を全て最後は1票として計算を換算をしてやるわけですから、確かに人間の基本的人権の1票の持つ権利を尊重するという点については、一番公平性があろうかと思いますが、先を見たり、いろんなメリット、デメリットとか、よく言われますが、そういったものも真剣に考えたりということをする場合に、いわゆるそれは板倉町の運営だって同じです。本当は一つ一つ住民投票をやって、議員の給料が幾らが適当か、町長の給料が幾らが適当かから始めて、全部アンケートをとりながらやっていくのが一番民主的なのです。しかし、そんなことをやっていたら、時間もないし、決まらないし、住民は極端に言えば100人いれば100色、十人十色、それをどうまとめ上げていくかということも含め、投票の結果でまとめていくということでもありますから、一番平等なようであるのですが、慎重な議論とか、先読みの議論とか、将来を推測するとか、いろんなことについてはやはり深い見識を持った方とか、そういう意味では例えば議員さんも選ばれてきて、町の運営に

対して。ですから、間接民主主義を先ほど言っているようにとっている我が国において、まず先に住民投票をやるべきかとかというのは私は考えておりません。先ほど言ったように、一定の難しい条件が来て、これは任されている我々では判断ができない、あるいは賛成、反対が全く拮抗するというようなときに、最後の手段として住民投票を避けて通れないだろうというふうにも考えておまして、そういったときには、また住民投票もご存じあるかないかは別として、2通りあるわけです。住民発議に対する住民投票と、いわゆるこれからもしかすると行われるであろう住民投票と、2種類大きく分けるとあるかと思っておまして、そういう意味では、これから要するに既に板倉町は1つの住民投票については、もう過ぎたわけです。板倉町の議会が反対をすれば、町長が住民投票を起し、たとえ投票率が何%でも、そして板倉町の議会が否決をしたときに賛成多数が多かったら、住民投票の結果が優先するという住民投票は、もうそれは板倉町の議会が賛成したことによって実施できませんし、やる必要もなくなったということです。これからは新しく板倉町で今現在持っていない住民投票条例をつくり、その中で投票率を最低、住民の皆さんは方法がないから、最終的手段で意見を聞こうとすれば、5割の、50%以上の投票率あるいは人によると60か70かという議論もあるのですけれども、それでなくてはせっかくの住民の意見を聞いたことにはならないということから、投票率の問題からいろんな問題をルールとして決めて、それを制定し、そしてその結果として1票でも2票でも民主的なルールですから、賛成が多いほうに従うという形はやむを得ず、どちらの立場に立っても当たり前のことだろうと思っております。

もしやるようなことになったら、ルールにのっとって行われることを踏まえ、その結果はどなたであっても、私が例えば思っているのと違う結果が出ても、それは町民の声とすれば、それは慎重に対処するということでなく、尊重するという、そこが違うのです。尊重する、あるいは参考にするなのですよ、本当は。そのときの議会が最終的にはそれを議決して初めて例えば、だから逆に言えば住民投票が賛成と出ても、反対多数の議員が多ければ、議会が否決できるのです。議会にかけるといいますから、前は議会が冒頭最初に言った住民投票は、議員が出した結論も住民投票の結果で否決できるという住民投票ですから、それは町長に与えられた特権ですが、これから皆さんが求めようとしている、例えば想定している住民投票は、出た結果は私は尊重したいと思っておりますが、基本的には町長の立ち入るすきはない。議員さんの立ち入るすきがあるのです。議会が判断の基準として、それを参考にし、議会が議決をします。だから、議決が反対が多ければ、町民が賛成する賛成票が多くても、議會議員さんが否決できるという、そういう読み方もできるわけでありまして、いずれにしてもそういう時期が来たら、ルールをしっかりと決めて、でもまさか1,000票以上離れなければ無効だとか、そんなばかみたいなことは言う人はいないだろうから、幾ら議員さんだって。1票でも多ければ、そういうときには多くなるのだろうと思っておりますし、それで決定していくと。でも、1人の人のそれで決まってしまうのです。それが果たしていいのかどうかということ、それよりも見識のある皆さんが真剣に議論し、先々方向性を考えて煮詰めたものを私はまずは優先していきたいと、そういうことです。

以上。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今の町長の答弁によりますと、住民投票は積極的には町側としては行わないという考えでよろしいかなと思っておりますけれども、私個人の考えとしては、とりあえずやはり全町民の考えというも

のは聞きたいなと思いますけれども、先ほども申しましたように、仮に住民投票が大差で合併に賛成ということになっても、これはあくまでも町長の言われたとおりに、参考意見ということに考えますと、その辺のやり方、やる方法についても難しいかなと今感じた次第です。

次に、少子高齢化に対してお聞きしたいと思いましたが、ちょっと次の時間がないので、申しわけございません。飛ばさせていただきます。

次に、空家対策特別措置法施行後の町の対応についてお聞きします。近年、地域における少子高齢化社会の到来により、空き家対策は全国的な問題になってきております。特に維持管理が適切に行われていない空き家は、防災性、安全、地域の活性化あるいは景観の面から、住民生活に悪影響を及ぼしております。国は、これらの対策として、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、平成27年5月26日施行しました。この空き家問題に関して平成27年第2回定例会一般質問の中で、荒井議員により質問されていますが、その後どうなったのかお聞きしたいと思います。

初めに、空き家の実態調査についてお聞きします。5年ごとに行われている総務省の平成25年住宅土地統計調査によると、日本国内における空き家は820万戸あり、空き家率は13.5%と過去最高になります。また、これは少し前の調査になりますが、群馬県居住支援協議会の平成24年度群馬県空き家実態調査結果報告書によりますと、県内の1戸住宅の空き家数は5万9,200戸で、空き家率は8.9%であったと報告しています。市町村別の1戸住宅の空き家率は、板倉町4.9%、明和町5.4%、邑楽町3.2%、館林市8.6%となっております。空き家の問題点として、人の住まなくなった家は、自然環境等の影響を受け、倒壊の危険、衛生面や景観、治安の悪化など近隣に迷惑をかけるのは歴然としています。

町では、平成28年3月に板倉町総合戦略を策定し、その中で地域づくりとして安心できる暮らしを支える環境の提供を目指し、空き家の適正管理の推進を行っていくとし、さらに移住・定住の促進のための具体的な取り組みとして、町営住宅の空き部屋に関する情報提供のほか、利用可能な空き家については、宅地建物取引業者等と連携を図り、情報提供を行っていくとしています。そして、移住・定住を促進させるための取り組み事業の一つとして、空き家利活用事業を挙げています。

また、この総合戦略の関連データとして、町の空き家は全体で179件あると記載されています。空き家問題の解決を図るためには、初めに板倉町に空き家がどのくらい存在するのか把握する必要があります。そのためには空き家の実態調査が必要になります。空き家対策を進めるのであれば、少なくとも実態調査は必要です。その実態調査をもとに1件でも空き家解消に向け対応していくべきであると考えます。この実態調査に対して町長は進めたほうがよいとの一般質問の中で答弁がありましたが、あれから2年が経過しようとしています。その後空き家の実態調査は行ったのですか。実施したのであれば、その状況についてお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいま本間議員さんのほうから、空き家対策の関係でご質問がありました。まず、具体的なお話をする前に、1つ前提してお断りしておきたいのですけれども、空き家対策を進める上におきまして、3つの側面から町としては全体的に取り組んでいく必要があると考えております。

まず1つは、防災の観点からどうかということが1点目です。そして、2つ目に環境衛生でどうか。いわ

ゆるごみ屋敷とか、そういうことが一時間問題になりましたが、そのような観点です。それと、3つ目が議員がおっしゃられたように、空き家の利活用、この3つを総合的に進めていくことが必要かと思いますが、今回1番の防災という観点から、総務課のほうが一応まとめ役ということで調査のほうも実施しましたので、お答えをさせていただきます。

空き家の調査の実態調査は、平成24年12月に行政区長さんのほうから各地域のそういう家があるかどうかということで1度調査をいたしまして、町長が先ほど答弁があったというお話ありましたが、その後一件一件、179件一件一件を総務課の職員と都市建設課の職員、これは合同ですけれども、合同で回りました。その結果、調査項目に沿いまして、家の例えば持ち主は誰であるとか、あと空き家の状態で電気メーターが動いているとか、細かい点があるのですけれども、そういった項目、様式に従いまして、全部の家を調査はさせていただきました。その結果を現在は台帳として整備しております。

ただ、1点至らない点といたしましては、その後の継続調査という点につきましては、まだそこまで進んでおりませんで、それは今後の課題ということになろうかと思えます。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今、調査をしたということですが、具体的に例えば外観上、見た目、それが普通のうち、いわゆる使用できる状態と、またはっきりこれは人が住んでいない、荒れ果てている、その2つに分かれるかと思えますけれども、その179件あります空き家から、その判断はできないわけでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 空き家の調査は行いましたけれども、あくまでも空き家そのものは個人の財産に当たりますので、黙って例えば家の中に入るとか、そういう細かいことができませんので、外観上の判断ということで一応行いました。その際に、もう確実に家が傾いていて、人が住める状態ではないという、そういう特別に朽ちた状態という家は9件で現在のところ確認しております。また、このほかにおきましても、写真等も全て撮っておりますので、例えば今後特別措置法に基づきまして、対策の協議会等を立ち上げるわけなのですけれども、その際にはその現場には行かなくても、まず大きな振り分けといたしまして、写真等を見てもらって、その辺の判断はしていきたいと思っております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、明らかにこの9件はもうどうしようもない、壊すしかないという状態と思えますけれども、こういった持ち主に対しまして連絡をとりまして、例えば取り壊しをお願いしますとか、そういったお願いというのはできないことなんでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまのご質問ですが、単純にできるかできないかということに関しましては、することはできます。というのは、先ほど申しました今度できました特別措置法の中で、特定空家という、そういう概念があるのですが、それをどうするかというときに、特別措置法の中で施策の概要の一つとして、空き家の情報収集というものが盛り込まれております。その中の一つに、固定資産情報、固定資産税です。

固定資産情報の内部利用というものが規定されております。つまり現在は個人情報ですので、目的以外のことに関しまして、この家は誰の所有ですかというものを税情報から引っ張ることはできなかったのですが、この法律ができたことによりまして、それは可能となりました。ということで。もし町のほうが判断、そういうふうにしなくてはいけないということに至った場合には連絡をさせていただいております。

では、どういうときに町のほうがその判断をするかということなのですが、現在のところといたしましては、行政区のほうからどうしてもこの家が生活上危険があるであるとか、草が生えている。木が、枝が道に出てしまっているとか、そういうような実態的に影響が出たものに関して、連絡をとって、そこを管理するには地権者の方にはお願いをしているという状況です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、例えば行政区、区長さんなり、連絡ありました場合なんかには対応できるということで、そういうふうに理解してよろしいわけですね。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 はい、議員おっしゃられたとおりです。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 では、次に空き家対策の基本計画についてお聞きしたいと思いましたが、また時間がないので、最後の特定空家の行政代執行の考え方についてお聞きしたいと思います。

特定空家とは、適切な管理が行われていない、そのまま放置すれば、著しく景観を損ない、倒壊や保安上の危険となるおそれのある状態をいいますが、館林市が策定した空き家等対策基本計画の中に、特定空家に対する措置及び対処として、法に基づく助言又は指導、勧告、命令、行政代執行と段階的に措置を講じ、問題解決が図れるよう努めると、特定空家の撤去に一步踏み込んでいます。

しかし、私有財産に関する問題のため、行政としても対応が困難で、そのハードルの高さは想像にかたくありません。この特定空家であろうと思われる建物は板倉町にも存在し、恐らく10年や20年は経過し、既に廃墟化している空き家もあります。近隣に住宅がなければまだしも、夏は雑草や害虫に悩まされ、冬は枯れ草による火災の危険性を常に感じています。町としても空き家所有者に連絡をとり、維持管理等の依頼や助言を行っていると思いますが、連絡がとれない、あるいは遠方に在住している、相続の問題、管理する費用が大変と、解決には多大な時間が必要とすることでしょう。特別措置法は公共の福祉と地域の振興に寄与することを目的としています。伸び放題の雑草や樹木の中に埋没し、時の過ぎ去るまま朽ち果てるのをただ待っているだけの廃屋は、いつの日になるのかわかりませんが、最終的には町による行政代執行で撤去せざるを得ないのかと考えますが、現実的には行政代執行による空き家の撤去事例は少なく、この質問に対して答弁に苦慮すると思いますが、町は現時点では行政代執行による特定空き家の撤去についてどのようなお考えをお持ちなのでしょうか、お聞きします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 行政代執行の関係ですけれども、現在まず具体的なお話といたしましては、条例等が作成されておられません。ですので、まだできません。もしそういう条件がそろった場合は、特定空家という

ものをまず指定するわけなのですが、これは国のガイドラインに沿いまして、4つの基準が設けてあります。この基準を協議会のほうで検討していただきまして、その結果、どうしてもということであれば、住民の安全上ということの問題も考えまして、代執行もやることはあるかと思えます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 今までにないその新しい仕組みをやはりつくろうとすれば、当然抵抗というものはあるわけですが、そのハードルを乗り越えてやらない限り、その空き家の撤去、要するに特定空家の撤去ということではできないかなと思います。町としまして、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目指しているということですが、こういったことを一つ一つこれからやっていくことが大きな課題かなと思います。

ちょうど時間になりましたので、ちょっと質問の内容が半端になってしまいましたが、またの機会に質問させていただきたいと思えます。今日は大変ご丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

これで私の質問を終了させていただきます。

○青木秀夫議長 以上で本間清議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時01分)

---

再 開 (午前10時15分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、荒井英世議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 6番、荒井です。通告に従いまして質問いたしたいと思えます。

まず最初の質問ですが、板倉町の第1次中期事業実施計画（後期計画）ですが、それと平成29年度の予算編成、それから行政評価との関連につきまして、あわせて質問いたしたいと思えます。

まず、町長にお聞きいたしますけれども、平成29年度の予算編成につきましては、昨日の町長の施政方針の中で、重点事項としまして、合併問題、庁舎建設、子育て支援の強化、平地観光への取り組みなどなど、教育の充実もそうですけれども、幾つか挙げられました。その上で板倉町の安定と、それから今不足しているものに全力を傾注したい、そういう表明がありました。恐らく29年度の予算編成の特徴は、総体的に見れば、先ほどの具体的な事業を除けば、町長の言葉によりますと、板倉町の安定と、それから今不足しているものに重点をかけたということかと推測します。

そこで、お聞きいたしますけれども、板倉町の安定と現在不足しているもの、それは具体的に何を意味しているのか。安定とは何か、それから不足しているものは何か、そういった部分についてもう簡単で結構なのですが、確認の意味でご説明をお願いします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、端的に安定とは、人口減少と社会基盤を、当町の経済基盤、社会基盤、活性化に大きな影響を及ぼす人口減少に対する、それをもっと言いかえれば、それが地方創生みたいなものになるのだと思いますが、そういったものに最も重点を置かざるを得ないということでありまして、不足という面については、町民の皆さんの要望は多岐にわたっています。残念ながら先ほども言いましたが、財政の関係で、やはりそれはわかっているのだけれども、対応には限度があると。でも、優先順位をつけてということが今年の予算にその部分が反映されているはずであるという、そういうことです。

○6番 荒井英世議員 わかりました。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 次の質問なのですが、予算編成につきましては、中期事業実施計画の進行管理を踏まえながら編成していると思います。実施計画につきましては、前期が24年度から27年度、後期が28年度から31年度までの8年間です。後期計画につきましては、前期計画の進捗状況と効果を検証して策定したということですので、その後期計画の中では、対象事業は248事業となっていると思います。この後期計画に網羅された対象事業ですけれども、28年度から始めたものや従来からの継続事業があります。予算編成に当たりましては、限られた財源の中でいかに政策ビジョンや目標に沿って予算編成がなされることが望ましいわけですが、そのために町では行政評価を実施していると思います。

そこで、後期計画と行政評価の関係ですが、町の行政評価は事後評価です。事後評価で行っていません。また、後期計画に記載された対象事業につきましては、24年度からの継続事業、それから28年度からの新規事業とありますけれども、ほとんど継続事業が多くを占めています。継続事業につきましては、事後評価でも予算にある程度反映できると思いますけれども、当該年度の新規事業につきましては、反映するのは難しいというふうに感じております。

そこで、行政評価のやり方ですが、板倉町の場合、事後評価で実施していますが、ただこれだと次年度の予算編成に当たりまして、生かすことがなかなか難しいと思っております。例えば28年度の事務事業評価の公表は、29年9月ごろですか、その辺になると思います。そうしますと、29年度の予算編成時では、27年度の事務事業評価を参考にするわけです。したがって、その場合、これ1年間のブランクがあるわけです。ただ、この事後評価ですが、地域事業計画に反映され、方向性は出せますけれども、次年度の予算編成にはちょっと反映されない、そういう部分があると思います。デメリットです。

そこで、提案なのですが、各課で予算要求する時期、10月ごろですか、その時期に事後ではなくて、事中、事の中、事中評価をしたらどうでしょうか。新たな評価システムを、そういった評価システムを今後つくる考えはないのかお聞きいたします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 質問の行政評価と予算編成についてであります。特にその行政評価の時期というような内容でございますが、行政評価、つまり事務事業評価につきましては、毎年議員おっしゃるとおり、年度が過ぎてからの事後評価というのを採用しております。毎年3月末までにある程度の事業評価を行い、5月末の決算、出納閉鎖を待って評価を完成させると。翌年度の7月末ごろには策定をしているような状況

であります。

しかしながら、例えば平成29年度の予算編成につきましては、議員おっしゃるとおり、具体的には平成27年度の事務事業評価を踏まえまして、中途ではありますけれども、平成28年度の事業を精査し、29年度の予算に反映させているというふうに思っております。議員提案のその途中での事務事業評価については、各課局におきまして、やり方は千差万別でありますけれども、それなりに翌年度の予算編成には参考にしているというふうに企画財政のほうでは思っております。ただ、それを制度化し、きちっとした形で文章化し、評価するののかということになりますと、また私ども非常に事務が煩雑化しておりますので、その辺はきちんと精査をし、今後検討課題としておきたいと思っております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 確かに課局では、その予算要求時にその課とそれぞれの局で恐らくいろんな検証をしたいと思いますけれども、できれば今お話があったように、そういった部分で次の年のいろんな予算関係に反映すると思いますので、その辺は検討してみてください。

次に、地方創生関係です。板倉町の総合戦略の進捗状況についてちょっとお聞きいたしますけれども、総合戦略は人口減少、それから少子高齢化の対応としまして、平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画として策定されました。総合戦略の主要方針としまして、「みんなが安心して暮らせるまち」ということで、4つの柱を立てています。雇用、子育て・福祉、移住・交流、地域づくりの4つです。それぞれ平成31年度における目標値を設定しまして現在取り組んでいることと思っておりますけれども、また最上位計画である板倉町地域事業推進計画を踏まえまして策定したと思っております。

したがって、地域事業実施後期計画と一体のものであると思っております。その地域事業実施後期計画を見ますと、総合戦略掲載事業としまして、平成28年度から平成31年までの新規事業、新規事業ですけれども、20事業掲載されております。内訳としまして、総務関係で3事業、都市建設関係で2事業、健康介護で4事業、産業振興で7事業、企画財政4事業あります。合計で20事業です。この中で現在取り組んでいる事業は、幾つぐらいあるのか、実施していないものは幾つぐらいあるのか、まずその部分についてお聞きしたいと思います。

担当課長にお聞きしたいと思いますけれども、まず総務課長、お願いします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまの荒井議員のご質問ですが、総務課といたしましては、3事業ということで、防犯灯のLED事業、それと防犯カメラの設置事業、それと先ほど一般質問ありました空き家の適正管理ということで、3事業とも全て終了しております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 次は、都市建設課長。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 都市建設課につきましては、空き家の利活用事業、それから町営住宅屋根改修事業が2事業ございますけれども、屋根改修事業につきましては、もう今年度終了いたしてございます。これ

については、修繕計画に基づいて実施をしてきた事業ということでございまして、28年度で終了となります。

空き家の利活用事業でございますけれども、これにつきまして空き家のその事業の内容でございますけれども、利用可能な空き家について地方公共団体が住民から空き家の登録を募って、その空き家を利用する、希望する人に物件の情報を提供するというような事業になるわけでございますけれども、現段階でまず県内の状況を調査をいたしまして、県内でも空き家のバンクというものを取り組んでいる市町村あるのですけれども、いろんな課題があると言われております。今年度におきましては、その事業実施に向けて課題の整理、また情報の収集を行っているというような状況であります。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 健康介護課、お願いします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 健康介護課関係の4事業でございますが、産後ケア事業、こちらは館林厚生病院に委託をいたしまして、館林市に加えまして5町で共同で実施しております。29年度も継続予定でございます。

健康エンジョイポイント事業につきましては、各公民館、各課を連携いたしまして、28年度から実施しております。29年度以降もさらに継続してまいる予定でございます。

次の地域健康ステップアップ事業につきましては、行政区への出張の健康講座ということで、28年度から開始をさせていただき、29年度も継続をさせていただきます。

最後の健康づくり推進事業でございますが、こちらは各行政区に2名の健康づくり推進委員さんの委嘱ということで、この上のステップアップ事業のお手伝い等をいただくということで、28年度に委嘱をさせていただいて、事業のほうのお手伝いをいただいているという形です。29年度も継続させていただきます。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 今度、多いのですけれども、産業振興課長、お願いします。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 それでは、産業振興課関係の説明のほうをさせていただきたいと思っております。

産業振興課関係が7事業掲載されているわけなのですけれども、順に上からなのですけれども、新規就農バックアップ事業ということなのですけれども、これにつきましては、内容は新規就農者の相談だとか、ソフト事業ということで、これは実施しております。今年度も成果としての新規就農者というのは出ていないのですけれども、相談者の相談の人数だとかは予定どおりの人数が相談をいただけて、またさらにそれ以上の活動として、東京都のほうに出向きまして、そういうイベント等に参加して実施しているということで、事業のほうを実施しているような状況でございます。

それと、続きまして、6次産業化支援事業ということなのですけれども、これも基本的にはソフト事業を前提にして、計画の中では28年度中に事業内容を検討して、29年度以降に事業を実施予定ということなのですけれども、たまたまこれは農政のほうの事業で、議会等でもご説明しております産地パワーアップ事業、

これが国のほうの制度が今年度創設されましたので、そちらのほうを活用しまして、地域に加工用農産物の産地をつくるというような大義の中で、6次産業化を地元の企業さんと農家さんとが連携してというような形の中で、それを支援するというような形で今年度も既に取り組んでいるような状況なので、ここで掲げたものとは若干ニュアンス的にはずれるのですけれども、そのような形で6次産業化の推進も予定ですと、今後そういうソフト事業を展開ということなのですが、既にそういった形で進めさせていただいているというような形でございます。

それと、みのりの里事業ということで、これは観光と農業とを連結させたような事業を28年度中に内容を検討し、29年度以降に事業の実施予定ということで、今後進めていくということなのですが、28年度につきましては、このような事業に取り組むに当たって、やはり金額的にお金が相当かかるものですから、制度として何か取り組めるような制度があるのかとか、先進地の事例の収集とかにとどまりまして、ただなかなかこれの事業に適したような農林省関係の補助事業等がなかなか存在しないというような中で、今後どういう形でこの事業を展開していくかというのがまた29年度以降も検討というような形で続いていくのかなということで継続させていただいているような状況でございます。

それと、今度は商業関係のほうに移らせていただきまして、創業支援事業ということで、これにつきましては、やはり商工会との連携したソフト事業という形なのですが、これにつきましては、予定どおり28年度で2名の方の実績のほうがありまして、地元の方が2名、その商工会と相談することで新たに創業のほうができたということでございます。ただ、残念ながら1人の方については町内での創業ですけれども、1人の方については町外での創業というようなことで、一応成果のほうが上がられているという形でございます。

それと、ワーク・ライフ・バランスPR活動ということなのですが、これにつきましては、28年度中に事業内容を検討し、29年度以降事業実施予定ということなのですが、これにつきましては、なかなか大きな誘致企業さん等につきましては、そこそこもう企業さんそのものがいわゆる雇用者を確保したいということで、そのワーク・ライフ・バランスを逆に言えば自社としてPRしていきたいということで、行政が介入するよりも、逆に企業さんのほうが先行しているような状況があるのですが、逆に町内の中小企業さん、小さい企業さんですと、なかなか人数が少ない中で従業員さんが1人だとか、要するにバックアップがきかないような状況の中で、従業員のワーク・ライフのバランスを設定していくというのは、なかなか困難なのかなということで、ここにつきましては、制度の内容をよく慎重に検討した中で、予定されたように29年度以降に何とか展開していければということで、これは精査をしていきたいということで考えてございます。

それと、ニュータウンの商業用地利活用検討調査事業でございますけれども、これにつきましては、かなりハードルが高い事業でございます。企業訪問とか、そういったソフト事業をメインに展開をしていって、目標ですと当該年度に2の施設を誘致するというような高いハードルなのですが、おかげさまで先日報告させていただきましたトライアルのほう何とか出店していただけたということで、この事業につきましても、本当に今までやってきた努力のほう報われたという形で、何とか目標には達していないのですが、大きな成果が得られたのかなということで考えております。

それと、地元就職応援事業でございますけれども、これにつきましては今年度実施の予定で制度のほうを

設計していたような状況なのですけれども、先ほどのワーク・ライフと一緒に、大企業に対しては、例えば求人の情報だとか、そういったものが比較的得やすいのですけれども、やはり小さな企業さんですと、その要するに募集の内容だとか、あとは町内の小さい業者さん、どこまでその情報を提供していくのかというところのその範囲の問題等で、なかなか商工会といろいろ相談をしているのですけれども、制度そのものがまだ確立できていないというような状況の中で、これにつきましてはまだ実施のほうで、今年度実施を予定したのですけれども、実施ができていないという状況です。

以上、雑駁なのですけれども、産業振興課の7事業についての説明を終わらせていただきます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 では、企画財政、お願いします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、企画財政課の総合戦略、新規事業の説明をさせていただきます。

4つばかりございますけれども、まずPR事業でございます。具体的にはPR大使の任命をする事業であります。各分野で活躍いたします著明な方を観光振興や広報活動もしくは板倉町の魅力を全国に発信する活動をお願いするものでございますが、現在人選などの手続が遅れている状況であります。現在早急に人選をするようなことで進めておりますので、よろしく願いいたします。

次に、まちづくり協働事業の関係でございますけれども、これはまちづくり協働事業につきましては、平成27年度までの地域支援モデル事業を拡充し、平成28年度新規事業として取り組んでおるところでございます。平成28年度につきましては、相談件数3件ございまして、うち申請が2件、採択2件というような状況になっていることでございます。29年度以降も引き続きこのまちづくり協働事業につきましては、推進を図っていきたいと考えてございます。

3つ目でございますが、若者に対する意向調査というのがございます。これは、総合戦略を計画するときに、やはりアンケート調査を実施しておりますが、それと同等のアンケート調査を予定しておるところであります。次期計画、要するに今ある総合計画の次の計画の参考資料として考えてございまして、現状では平成31年と、最終年度の平成31年度に実施をしたいというふうに考えてございます。

4つ目でございますが、カップリングデザイナー事業、これはいわゆる結婚の世話役ボランティア、要するに仲人さんのボランティアというふうに言ったほうがよろしいかと思いますが、このような事業を28年度から取り組んでおることでございます。28年度につきましては、18人の方をお願いをしております。情報交換会につきましては、2回ほど開催をさせていただいております。この事業につきましては、情報量が最も重要と、やはりカップルを成立させるには、それなりの情報量が必要であるということで、今後も随時募集をしていきたい。情報交換会を開催をし、多くの方に出会いの場をつくっていききたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 どうもありがとうございました。幾つか事業の中でまだ手がけていないものもありますけれども、今後内容を十分に検討しまして、本当に効果ある方法で実施していただきたいと思っております。

ます。総合戦略はいずれにしても地方創生の板倉町にとっての一つのかなめですので、本当にそれを効果的な実施をお願いしたいと思います。

それから、総合戦略の4つの柱ありましたけれども、その取り組み事業なのですけれども、先ほどの20事業、その新規事業以外では、中期事業実施後期計画に基づく事業が網羅されています。それは従来から取り組んでいる事業でもあります。総合戦略の実現に向けましては、よくPDCAサイクルということで、計画、実施、評価、改善、そういったものをサイクル的にやりまして、問題はこの中の評価と改善だと思っています。

そこで、お聞きしますけれども、これ今後になるのですか、現在でしょうか、検証についてはどのように行っているのか。もし行っていないとすれば、今後どのようにその検証を実施していくのか、役場内の検証体制を含めてお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 総合戦略につきましては、ご承知のとおり全国一斉に策定され、まち・ひと・しごと創生法で毎年検証作業を行うようにということになってございます。総合戦略の計画年度は27年度から31年度までとなっておりますが、実際には28年度からの計画になっているというふうに認識をしております。平成28年度の検証作業ですが、総合戦略は先ほど議員おっしゃるとおり、全て中期事業推進計画に含まれておりますので、現状では事務事業評価とあわせて総合戦略の検証を行っていきたいというふうに考えてございます。これは、前にもご答弁申し上げた記憶がございます。

したがって、現時点では平成28年度の検証作業は終わっていない状況でありますので、総合戦略の進捗状況も把握していない状況であります。今現在、平成28年度の事業の検証作業に向けて検証の検討会、有識者会議というのを立ち上げたいというふうに考えておまして、なるべく早い時期にその有識者会議を立ち上げ、28年度の検証作業に入っていきたいというふうに考えてございます。しかしながら、先ほど言ったように、中期事業の推進計画の実施計画、事務事業評価もあわせて行っていきたいというのも考えてございます。そのときにはやはり各課局担当者の協力といいますか、その辺は担当者レベルでの打ち合わせも当然行っていくというような流れになるかなと、現状ではそう考えております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 検証体制ですけれども、今お話がありましたその有識者会議による検証組織、これは総合戦略の中で一応掲載されていますけれども、そういった部分はやはり早急に立ち上げてもらいたいと思っています。現在もこの役場内ですけれども、総合戦略本部ってあるのですよね。その中でも当然検証とかやっていくと思うのですけれども、ですよね。ですから、その辺を今後うまくその役場内の検証体制と、それからその有識者会議、その検証組織ですが、そのうまく連携をとりながら、総合戦略については検証作業を進めていってほしいと思っています。

次に、4つの柱の事業の進捗状況についてお聞きいたしますけれども、これについては4つの柱、それぞれに関する担当課長にお聞きしたいと思います。4つの柱の取り組み事業を見ますと、28年度から31年度間の新規事業、それから従来からの継続事業が網羅されております。それぞれの施策に関連するものとしまして、それ全てパッケージ化されております。パッケージ化した事業の意図としましては、各関係する課局が

連携して実施しなければ効果は上がらないということだと思いますけれども、したがって、その4つの柱の施策ごとに関係する課局がそれぞれに検証しまして、共通認識や共通の目的意識、それを持つことが大切であると思っています。

そこで、質問ですけれども、その4つの柱ごとにちょっとお聞きいたしますけれども、答弁のほうは簡単に例えば順調であるとか、おおむね順調であるとか、やや遅れているとか、そういった程度の回答で結構ですので、よろしくお聞きしたいと思います。

総合戦略を参照してほしいのですが、54ページにあるのですが、まず雇用関係、それから子育て・福祉、移住・交流、地域づくりとありますけれども、まず雇用関係、産業振興課ですか、まずお聞きします。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまの質問なのですけれども、まず雇用関係なのですけれども、先ほどの事業の関係の説明とかなり重複する部分があるわけなのですけれども、この農業振興という部分でいきますと、チャレンジする農業者の応援、新規就農者の支援というようなことで、先ほどご説明した事業で現在進行中というようなことをご説明をさせていただいた内容ということでご理解いただければと思いますので、商工業につきましては、やはり先ほど説明したように、大きなハードルとしての大型店舗の誘致がなかったり、新規の起業者を創設したりというようなことで進んでいるというようなことがございますので、新たな産業につきましては、先ほどご説明した6次産業化がたまたま国の補助事業に乗れたということで、タイムリーな形で特に今年度につきましては、大きな成果が上げられたというふうに思っております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 子育て・福祉関係はどうでしょうか。これは福祉課ですか。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 子育て・福祉関係につきましては、子育てしやすい環境ということで、保育園、学童、そういう面での充実ということもありますけれども、具体的にこの事業の中で子育て支援金あるいは紙おむつの助成、そういうようなことを行いまして、少しでも出産しやすい環境をとということで整えていております。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 移住・交流ですけれども、これ教育委員会と産業振興課なのですが、では教育委員会、お願いします。教育環境の充実ですか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 移住・交流の教育環境の充実ということなのですが、教育環境では平成29年度の給食費無料化とか、そういうものも含んで、そういう感じで、要は子育て世代の家族の方が移住していただくというようなところも踏まえて、そういうこともあると思います。そういうことで、移住・交

流ということで教育環境につきましては、そういうことでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 今のところで、観光関係あるのですけれども、この後質問がありますから、いいです。

地域づくりですけれども、総務課で行きますか、地域づくり。地域コミュニティの活性化とか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 地域づくりということの中でも、コミュニティの関係ということで、総務課のほうでお答えする内容ですが、行政区を中心としまして、その辺は行政区の再編も終わらしまして、新しい地域づくりが始まっているということで、まずまずいっているのかなと思っております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 ちょっとはしよりします。

次の質問ですけれども、総合戦略策定に当たりまして、3つの部会がありました。雇用創出部会、子育て支援部会、移住促進部会です。これらの部会ですけれども、策定時は当然機能したのでしょうかけれども、現在でもそれ機能しているのでしょうか。まず、その点をお聞きします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 総合戦略を策定する段階におきまして、先ほど議員おっしゃったとおり、庁内、町の行政の庁内におきまして、今一番トップにあるのが板倉町総合戦略本部といいまして、町長を筆頭に課局長が入っている組織でございます。その下に部会がございます。この先ほどおっしゃった雇用創出部会、子育て支援部会、移住促進部会、これについては今現在も体制としては残っております。ただ、活動的には27年度の計画策定時で、1度休止しておりますけれども、これは体制的には残っておりますので、今後検証する上で、この部会が大きな影響を持つというようなことを考えてございます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 今の3つの部会ですけれども、必要に応じて調整会議をするということですので、検証を含めて調整会議をいろんな意味で早急にいろいろ実施していただいて、どういったものが効果的かという部分で検討していただきたいと思っております。

それから、次の質問に入ります。郷土愛を育む施策の展開についてお聞きいたします。特に小学校や中学校の学習内容なのですけれども、人口減少の中で特にこれから大切なのは、郷土に住み続けたいと思う人を育むことだと思っております。それには子供のうちから地域に対する理解を深めることが大切だと思っておりますけれども、それによってふるさとを再発見し、郷土を愛する心も芽生えてくると思っております。いわば地域学習の必要性なのですけれども、単に板倉町の歴史や文化を知識だけではなくて、郷土の生活を発展させてきた先人の苦心や特色ある地域の暮らしを学ぶことだと思っております。この地域しかできない学習の展開としては、地域の人々との触れ合いが大切であろうと思っておりますけれども、それは体験学習と言っているかもしれません。

そこで、質問なのですけれども、現在学校現場におきましては、どのような地域学習、体験学習、そういったものを行っているのでしょうか。簡単に結構ですけれども、お願いします。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 学校現場における体験活動等の学習の内容ということでご説明を申し上げたいと思います。

各小学校それぞれ地域の特色に応じた郷土の愛着ということを育む体験活動等を行っております。例えば東小学校につきましては、渡良瀬遊水地、アクリメーション財団と協力のもと、遊水地の学習あるいは同じ東小学校ですが、地域のそば会の方の協力のもとに、食についての学習あるいは西小学校におきましては、水場の風景を守る会の方々のご協力のもと、あそこの群馬の水郷のところ、川田での田植え、あるいは稲刈り、体験学習を行っております。また、南小学校では全校児童を対象にしまして、郷土の文化財を施設を回り、チェックしながら回るといようなオリエンテーリングを実施しております。北小学校につきましては、板倉町の歴史探検ということで、寺西貝塚あるいは頼母子の横穴墓群ですか、あるいは資料館を回って、歴史への理解を深める学習をしているということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 学校現場におきましては、その指導者である教えるべき教師ですか、先生、それからそこに住む、そこに住むって、板倉町ですけれども、意外と私の感じですけども、郷土の歴史や文化についてもう少し知ってもいいのではないかという、そんな気がしています。

その点ですけども、この辺は教育長でいいでしょうか。教育長、その辺はどんなふう感じているか、ちょっとお聞きいたします。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 私自身、郷土愛というものについては、根本は愛情ある指導であるかなと、それをもとに子供たち、郷土愛というものを持つのかなと思っていますけれども、教員に対しての郷土愛といいますか、地域を学習してもらおうという意味では、それはやはり必要なことかと思っておりますけれども、以前地域研修、地理研修といいますか、バス利用等をして実施したことはありますけれども、そういう意味では、その気になればできますよということです。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 体験学習、例えば板倉町も歴史や文化をいろんな学んで体験するという方法もありますけれども、それは産業分野、それから福祉や観光の分野でも、いろいろできると思っています。それによって地域を知ることなのですから、去る2月8日ですか、中央公民館で平成28年度の各小学校による表現力向上学習交流会がありました。各小学校とも本当に立派な発表でしたけれども、その中で私は北小、北小の子供たちが福祉についての発表がありました。その中で最後に提案として、福祉施設、例えば板倉町のデイサービスとか、いろんなありますよね。そういったそばに子供の憩える場をつくって、高齢者と子供たちが一緒に何かいろんな憩える場所、そういったものをつくったほうがいいのではないかという提

案がありました。そういった一つの提案をまとめるには、やはり福祉の現場に出向いて、デイサービスや展示の実習、そういったものをやったらしいのですけれども、そういったいろんな体験をして、福祉の現状を知ることで、その中から導き出した提案ですので、これは地域を知ることにもなってくると思っています。

そういったいろんな体験学習というか、そういう学習内容ですけれども、この辺はそういった学習の交流というか、そういうのは教育長、どういうふうに感じますか。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 当然その交流等も必要だと思いますし、またそれによって福祉そのものは何かというような部分も覚えるでしょうし、今現在もこれはやっておりますので、もし必要とあらば、局長のほうから説明させますけれども。

以上です。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 学校の子供たちが福祉の体験というようなところでございますが、町では子ども出前講座というメニューがございます。その中ではその福祉に対する出前講座、それを西小学校とか東小学校、そういうところは実施しております。これは、また違った角度からなのですが、荒井議員おっしゃったその地域や福祉の現場、そこで子供とお年寄りの交流ということだと思っておりますけれども、これにつきましては、学童クラブ、これは今、北とみつばち、西保育園、そこが学童やっておりますが、社会福祉協議会に委託してやっております。担当は福祉課のほうになるのですが、そこで社会福祉協議会は、デイサービスとか、地域密着の関係とか、いろいろやっていますので、その学童クラブの子供たちが夏休みを利用して、その地域のお年寄りの人のため、福祉センターのほうのお風呂があるほうです。そっちで授業劇というのですか、そういうものを発表して、それが好評だったので、福祉協議会の機転で、「あと1回やってくれないかい」というようなところで、デイサービスのほうへ行ってやったというような、そういう実績もございます。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それでは、次の質問に入ります。

町の知名度向上に向けた取り組みということなのですが、板倉町の知名度を上げるということは、いわば板倉町にどれだけ魅力があるかということにつながります。それは板倉町に住んでみたい、あるいは板倉町に住み続けたいと思えるような取り組みをすることだと思っています。それは移住・定住の促進にもつながりますけれども、その板倉町に魅力があるかということですので、それは町外の人たちに板倉町の何が自慢できるかということでもあると思っています。

昨年の5月から6月にかけて、群馬県で県民意識調査を実施しました。対象者は満20歳以上の男女3,300人で、有効回収は1,664人、回収率50.4%でした。その中で群馬県のことをどの程度自慢できるかという設問がありまして、それによりますと大いに自慢できる、まあまあ自慢できるというのが44.8%、余り自慢でき

ない、全く自慢できないというのが24.3%、年代別では高齢者のほうが高いのですけれども、世代が低くなるほど低くなってきます。今度邑楽館林地域ですけれども、その自慢できるというのが33.8%で、大いに自慢できると、まあまあ自慢できる、合わせまして。これ群馬県内で最も低い数値でした。これは、県内全体のあれですけれども、そこで板倉町で自慢できるものは何があるかということなのですから、これについてちょっと何人かの課長さんにお聞きします。ちょっと指名しますけれども、よろしくお願ひします。

峯崎課長さん、どうでしょうか。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですけれども、私個人的には渡良瀬遊水地、それと水場の景観、それと料理、ナマズ料理、こういったところが自慢できるものではないかなと考えております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 多田会計管理者、お願ひします。

○青木秀夫議長 多田会計管理者。

[多田 孝会計管理者登壇]

○多田 孝会計管理者 会計管理者、会計課等立場からしますと、何ともいう感じなのですけれども、個人的な意見を許されるならば、文化面、また観光面から見て、首都東京から60キロ圏内にあるということが最大の自慢であり、また活用していかなければならないことかなというふうに考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 では、もう一人お願ひします。

落合課長、お願ひします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 突然のご指名ですので、改めて考えてはおりませんでした。個人的にはやはり先ほど峯崎課長、会計管理者からもありましたが、首都圏の通勤圏ということもありますし、条件的には非常に恵まれている。やはり渡良瀬遊水地があったりとか、水場の景観、またそういった文化もあるということもありますので、そういった部分が残された自然と広大な農地、そういったものが非常に自慢できる自然環境も持っているというふうには考えております。

以上です。

○6番 荒井英世議員 ありがとうございます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 今、幾つか板倉町で自慢できるものが挙げられました。遊水地、水場の景観、それから昔からの料理ですか、それは確かに板倉町の貴重な地域資源だと思っています。その地域資源をどう活用していくか、これからの官民一体となって取り組むことが必要かと思っています。例えばですけれども、その官民一体の協議会をつくって、地域資源に関する情報発信の強化を図る、あるいは住民、それから関係団体、これは商工会とか農協ですけれども、そういったところとプロジェクトチームをつくって、何が観光

資源として活用できるか、町の新しい魅力を探ることも必要だと思っています。その辺の今後の方向性ですけども、この辺は企画サイドですか、小嶋課長、どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 議員ご質問の町の魅力を発信していくプロジェクトの設置というようなことだと思いますけれども、今、板倉町の知名度を上げるという意味では、各関係部局もしくは関係した団体等でそれなりに取り組んでいるのかなというふうに思います。ただ、それを1つにまとめた組織というのは、今のところ存在をしていないというのが現状でございますけれども、なかなか板倉町全体を知名度を上げるような会議を設置してはどうかということなのですが、見方を変えれば中期事業推進計画などをつくったときに、やはり有識者会議等の方たちの意見を聞いておりますし、総合戦略を策定する上でも有識者会議の識者の方等にやはり観光PR、知名度向上という面では話し合われているのかなというふうに思います。今、議員のご提案の件につきましては、今後検討課題というようなことで考えております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それらを本当に検討してみてください。

それから、現在知名度を上げるというか、地域活性化の一つとして、あるいは観光振興の一つとしまして、三県境のスタンプラリーとか、それから2月18日ですが、埼玉県吉川市、なまずサミット、それから遊水地の日本遺産の認定申請ですか、文化庁への。そういった動きがあります。このなまずサミットですけども、これは板倉町も参加したと思うのですが、その参加自治体は6団体あったのでしょうか。簡単でいいのですけれども、こういった形でなされたのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問のなまずサミットの関係なのですが、先月の18日に埼玉県吉川市を会場としまして、吉川市主催で全国のナマズに縁のある自治体が7団体集まりまして、開催されました。これは、それぞれ町のほうも参加しまして、それぞれ参加した団体がそのナマズにまつわるその地方の、板倉の場合ですと、料理だとか、あとは雷電様にあるそのナマズのとかというようなことを紹介したりだとか、場所によってはナマズを神様として扱っていたりだとか、あとは食料としてまちおこしをしているだとか、あとは学校がナマズの養殖に成功したとか、いろんな事例を発表しつつ、かつそれぞれ関係する自治体があの中でパネルディスカッションでそういう紹介をしている外で、それぞれのまちが、まちの観光ブース等を設けてPRをしたというような形でございます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 その中の参加自治体の中で、岐阜県の羽島市ありましたか。この羽島市ですけども、これは木曾三川のほうですよ。そこに木曾川と長良川に挟まれたまちですけども、1つの輪中地帯ということで、例えばそこは板倉でいえば水塚ですけども、水屋があるわけですよ。できればこういったナマズの交流を通して、さらに自治体間の交流とか、いろんな形を通して、さらに板倉町のPRも当然図れますので、そういったいろんな機会を利用して、いろんな情報発信をやっていくのがいいのではないかと

いう感じがしますけれども、特に今回参加している自治体は、本当に水郷地帯というか、そういったところなので、ナマズに限らず、板倉町の文化、歴史と共通していますので、その辺を今後うまく調整をとりながら、自治体交流、そういったものを進めていったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その件でございますけれども、先ほどちょっと申し上げられなかったのであれだったのですが、当日そのサミットの中で、主催者であります吉川市の呼びかけで、まだ具体的なものというのはかっちりしていないのですが、今後の検討課題として、今回のその集まった自治体それぞれが今後持ち回りでなまずサミットを毎年展開していくことで、逆に今回は吉川市ですけれども、次はどこぞのまちに行って、そのかかわるところがそれぞれその地域に行って、それぞれの自治体のPR活動をすることで、さらにネットワークが広がっていけばというような提案もされていまして、そこら辺を具体的に今後は事務方のほうで詰めていきたいよねということでの相談のほうはちょっとさせていただいたような状況で、そこら辺も今後関係者と相談しながらというような形になろうかと思います。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 最後の質問になります。これは、ちょっと通告にないのですが、町長、いいですか。町長にいいですか。

○栗原 実町長 いや、質問してみてください。

○6番 荒井英世議員 今年の1月29日なのですけれども、賀詞交歓がありました。町長の挨拶の中で、こんなことを言っています。今後真剣に議論すべき問題として、7つのものを挙げています。人口の増加策、財政の強化、組織機構の働き方改革、医療・福祉の充実、新しい価値観の創出、合併を含む自治体の行政改革、右肩上がりに対応できる政治感覚の育成、この7つです。

○栗原 実町長 下がりではないか。

○6番 荒井英世議員 下がり、下がり、下がりです。ここで私がちょっとお聞きしたいのは、組織機構の働き方改革と新しい価値観の創出です。

まず、この組織機構の働き方改革ですけれども、今働き方改革って、政府がいろいろ言っています。板倉町に置きかえてみますと、当然役場職員の働き方改革を指しているのかなという感じがしますが、例えば時間外勤務の抑制であるとか、育児、介護等への対応であるとか、最終的にはその改革によって住民サービスの向上と職員のやりがい、そういったものを目的とすると思うのですが、そういったものを例えば事務の統廃合とか、重複業務の整備という部分も個別には出てくると思います。ですから、町長の頭の中では、例えば働き方改革にあわせて組織の再編、いろんな組織ありますよね。そういった部分も念頭にあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、その価値観の創出ですけれども、新しい価値観の創出ということですが、これは価値観というのは、いろんなその人の環境や社会状況、社会情勢、そういったものに左右されます。したがって、何が大事で、何が大事でないか、あるいは物事の優先順位づけとか、物事の重み、そういったものの価値観がやはり変わってくると思うのです。ですから、その辺はどういった意図というか、どういった

念頭に置いて、その辺をおっしゃったのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 特別学者でもないし、賀詞交歓会の挨拶ですから、そんなある意味では将来を約束するための練り抜いたものがあるわけではありません。基本的には人口減少社会というのが常に私は頭の中にございます。そういう意味では、組織機構の働き方改革についても、今までは仕事がどんどん、どんどん増えていく時代、それに対していわゆるある意味ではやむを得ずの長時間労働も喜ばなくても、やむを得ず許されるというか、やってきた、そういう働き方であったと思うのですが、今まさにもう国も含めて大企業も残業はプレミアムフライデーなんてなっているわけですけども、そういう意味で何でもかんでも広げていくばかりがよいことだという、そういうもの、だから右肩下がりと右肩上がりの時代では全く違うだろうという、そういう意味から先ほど言った幾つかの問題を提起している。それをあわせて自分もそういうものをこれだということが出ていけば、そう言い切れるのですけれども、ともに考えようではないかということでありませぬ。

いずれにしても、組織機構の改革も具体的にあるわけではありません。まして合併も含め新しい役場の庁舎の建設もまだ未完、でも二、三年のうちに先ほど合併も結論をするのかしないのかも出るでしょうし、そういう流れの中で当然これからの自治体のあり方についての組織の機構改革も板倉町オンリーでなくて、例えばそれは合併するしないにかかわらず、板倉町がオンリーで行くにしても、今のままで常にいいとは思っておりませぬし、そういったことを常に我々は意識を今がいいということだけではだめだということ強調したいと、そういう意味で話を多分しているのだらうと思います。

それから、新しい価値の創出については、まさに時代とともに価値観をやはりずっと、だから固定観念ではだめだということです。そういう意味で、賀詞交歓会等については、企業人の方のほうが我々よりも敏感にそういうものに対応していくわけですから、特に役場の職員等に関して言えば、逆に言うと一番そういう面では保守的な場所ですから、職員もいますし、一番保守的な職員も出席している。一番先端を常に考えている企業もいる。それから、町から委嘱をされたいわゆる一定の役員さんも集まっている会場ですから、これからはそういうことを考えていかなければ、もしかすると遅れてしまうのでしょうかというようなことも含めて話に出したところであります。

具体的にまだそれが例えば今年の今人事異動にかかりますが、部署的にここをこういうふうに例えばこれは小さい話ですが、いじればもう少ししっかりと働いていただけるほう、このほうがいいかな。それに対しては1人例えば課長を増やすとか、減らすとか、そういう問題も出てくるわけですが、それでもあと1年半で役場ができ上がるし、ではそれに変わらず、今の現状のままでその目的に沿えるような形はどうかとか、いろんな検討を加えながら、日々1つの問題、1つの問題に対して、さっき言ったように、既に我々が今囲まれている状況が、これが全てよしとしてやっているわけですが、でも背中はずっと乖背は流れているわけですから、常に疑問を感じながらこれでいいのか、これでいいのかということを考えるということでありまして、価値の創出とは、まさに例えばもっと言えば6次産業化を、口ばかりの6次産業化でなく、もう少し役場だけが考えていて、肝心の商工会や農協さんはもっと考えるはずなのですけれども、我々の方が考えているみたいな形も受けますし、そういう意味では適切な場所で適切な発言を皆さんにしたというふうに分

は理解しております。

○6番 荒井英世議員 ありがとうございます。

○青木秀夫議長 時間が。

○6番 荒井英世議員 ええ、予定時間が過ぎましたので、ここで終わります。ありがとうございます。

○青木秀夫議長 以上で荒井英世議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開します。

休 憩 (午前11時20分)

---

再 開 (午前11時30分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小林武雄議員。

なお、質問の時間は60分です。

[1番 小林武雄議員登壇]

○1番 小林武雄議員 議席番号1番、小林です。よろしくお願いいたします。

今回は、3点ほど質問させていただきます。最近、報道でもかなりにぎやかになっていますが、高齢者の免許証の自主返納の関係、あとは2月に入ってから起きました学校給食の集団食中毒の関係とか、あとは平均寿命の延伸と健康寿命の延伸ですか、その3つの関係のタイトルでご質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

近年、全国的に交通事故の件数自体は減少にある中で、65歳以上の高齢者による交通事故は増加傾向にあります。昨年来テレビのニュースや新聞の記事等で高齢者の運転していた車が高速道路で逆走したり、アクセルとブレーキを踏み間違えて、お店や歩行者に車が突っ込んだという事故が報道されています。また、昨年10月には横浜市で80代の男性が運転した軽トラックが小学生の列に突っ込み、児童8人が死傷する事故が発生しています。また、群馬県内ではちょうど1年前、3月3日なのですが、高崎市内でやはりこれも小学生が登校中に70代の男性がその列に突っ込み、痛ましくこの事故ではやはり1人児童が亡くなっているという結果です。

たまたま今日、上毛新聞見ましたらば、今日の上毛新聞の中に、そのお父さんの1年たちましたが、やはり子供が亡くなるとかなりつらいというような新聞に載っておりました。まだまだ気持ちの整理がつかない。つらい、苦しい思いがする。やはりこういう思いはどなたもしてほしくないというように新聞に載っておりました。

これを踏まえまして、こういう交通事故は、やはり被害者家族にとっては、とても悲しく、つらいことですし、また加害者になってしまうと、物損事故ならまだ物損補償で済みますが、人的被害になりますと、時と場合によっては、償いようのないようなことになってしまいます。

そこで、全国の平成27年の交通事故件数、調べたのですが、67万140件、うち死亡件数が4,117人、特に夜間の件数におきますと、件数自体は約4分の1の18万6,310件のうち、死亡事故は2,042人と、発生件数に占

める割合でいきますと、死亡者数が過半数を占めているという形になっています。この事故のまた中を、項目を見ていきますと、追突が36.7%、出会い頭衝突が24.3%、この2項目で6割を占めています。また、車両単独の事故でいきますと、工作物に衝突が1.4%、路外、道路逸脱が0.2%という集計結果が出ています。

このようなことから、館林警察署管内の交通事故の発生総数及び高齢者の占める割合、近々の数字をお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 それでは、ただいまのご質問ですが、館林警察署管内の交通事故ということでご理解いただきたいと思います。

まず、高齢者の交通事故ですけれども、先に、その前に高齢者と一言で言いましても、統計のとり方によっていろいろ出てくる場合がありますので、館林の警察署管内では65歳以上の方を高齢者というふうに定義しておりますので、ご承知おきください。その高齢者の交通事故の状況なのですが、ここ数年間の件数は、平成25年が188件、26年度が187件、27年度が156件、そして28年、今年度のこれは12月末までなのですが、113件となっております。ということで、その中で高齢者の占める割合は、全体の事故の32.5%がその該当となっております。ちなみにその中で死傷者につきましては、毎年1人から3人ということで少ないわけなのですが、負傷者につきましては、平成25年度が123人、26年度に112人、また27年度103人、そして今年度につきましては76人ということで、全国的には高齢者の事故、増加傾向にあるわけなのですが、館林警察署管内につきましては、逆に減少しているような状況があります。

また、高齢者の関係した事故の発生原因、先ほど小林議員さんのほうでいろいろ追突であるとか申されましたけれども、館林警察署管内の原因を見ますと、前方不注意と安全不確認などの安全運転義務違反が全体の半分以上ということになっております。これは、全体の事故発生原因もおおむね似たような傾向ではありますが、高齢者につきましてもそのような状況となっております。

それと、事故の当事者別を見ますと、第一当事者なのか、第二当事者なのかということなのですが、おおむね普通の事故は同数、半分・半分なのですが、高齢者につきましては、自転車や歩行中に第二当事者と、要するに事故をもらってしまうほうです。となるケースが多く起きておまして、ニュースでたびたび耳にする例えば高齢者自身が加害者になるというような全体像、高齢者像とはちょっと違う特徴が挙げられております。高齢者が関係する交通事故は、年代別の発生件数を見ても、毎年高い水準で推移していますので、今後とも啓発活動などを通して高齢者の特に交通事故には注意を払っていく必要があるかと思えます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 ただいまお聞きした数字でいきますと、全国平均からいきますと、この館林管内では、かなりもう優秀という形だと思うのですが、それでも事故というのは1件でも少なくするのがやはり安全、行政としてはそれが一番かなと思いますので、今後もいろんな場面を捉えて、高齢者とは言わず、全運転免許証を持っている方に対して、安全の指導をお願いしたいと思います。

その中で、平成10年度より運転免許証の自主返納制度が始まりまして、これは年齢を積み重ねていく中で、加齢による身体機能や認知機能の低下により、運転に自信がなくなった。家族から運転が心配とされたなど

の理由で、本人がみずからの意思で有効期限の残っている運転免許証を公安委員会に返納するものです。公共交通機関の整備された都心に住まいの高齢者の方々だったら、比較的この制度を利用し、運転免許を自主的に返納している方が増えているようですが、交通の便が不便な都心から離れた土地にお住まいの高齢者の方々にとっては、車がないと好きな時間に買い物に行けない、病院に行けない、ちょっと出かけられないという問題がかなりあり、ストレスになるかと思います。

そこで、館林警察署管内の免許証の返納のここ二、三年の実績をお聞かせいただきたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 運転免許証の返納につきましては、警察署のほうに返納ということで届けているわけなのですが、館林警察署にその資料関係を問い合わせましたときに、3年分の資料はないということで、とりあえず27年と28年ということでご理解をお願いしたいと思います。

平成27年度につきましては、板倉町で16件、明和町で18件、館林で132件、27年度合計で166件です。また、今年度につきましては、これは2月14日現在になりますけれども、板倉が22件、明和が18件、館林が129件、合計で169件ということになりまして、2年度合わせまして、全体で335件、うち板倉町で38件というような状況になっておりまして、毎年特に数字が大きく変わることはないというようなお話は聞いております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 ただいまの数字、この数字につきましては、昨年島田議員さんが質問されて、そのときの数字とほぼ変わらない数字だと思います。群馬県の中では、運転免許証の保有者数が去年の10月末時点で70.6%という高い免許の保有率があります。そのうちの4分の1がやはり65歳以上の高齢者の免許の保有率というふうになっております。この件からいいますと、今報告がありました免許証の返納の実績、本当に少ないような気がします。ただ、全県的には昨年の実績が約4,000ほど、2016年の県内の返納者数は4,482件と、かなり過去最多を更新していると、年々返納者数が増えているという状況であります。これもこの板倉、館林、明和の地域性もあるのかなと思いますので、その返納を判断するとか、免許証を返してもよろしいかなというふうに自分で判断する場合、かなり悩んでいると思いますので、その自主返納した後の体制がやはりかなり問われるのかなと思います。

そこで、板倉町における自主返納者に対する特典が幾つかあると思いますが、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 自主返納した方に対します板倉町の特別な特典ということに関しますと、福祉タクシー券を差し上げているというのが現状でして、そのほかには大きい、特に町として行っているものは今のところありません。あとは公共バス、路線バスですけれども、こちらのほうをご利用いただくというような形になるかと思います。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 落合健康介護課長にちょっとお聞きしたいのですが、この福祉タクシー、町では一応一般70歳以上の方には支給していると思います。その福祉タクシーの現状の実績をちょっと教えていただ

けますか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 福祉タクシーでございますが、大きく分けると、身障手帳をお持ちの方、障害をお持ちの方、身体障害者の方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者福祉手帳をお持ちの方と障害をお持ちの方3区分と、それと70歳以上の高齢者のみの世帯の方、それと母子家庭または父子家庭で18歳までの児童を扶養されている世帯が対象ということになっておりまして、平成27年度の実績でございますが、身障手帳をお持ちの方の利用割合が9%でございます。療育手帳の所持者の利用割合が6.5%、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の利用割合が8%、70歳以上の高齢者のみの世帯の方の利用割合が74.5%、母子家庭、父子家庭の方が2.4%ということで、内訳といたしますと、4分の3が高齢者の方の世帯がご利用いただいているということで、実際の利用の率でございますが、27年度が44.2%でございます。26年度が43.1%、25年度につきましても44.2%ということで、おおむね44%前後という状況でございます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 ただいまの福祉タクシーの利用実績50%をずっと割っているというところですが、この辺の中でやはり先ほど言った70歳以上の74%ほどが使っているということですが、これは恐らく健康というか、自分である程度は運動機能がしっかりしていて、日ごろの生活ができるという方が恐らく利用しているのかなと思うのですが、この方々の利用率、全体では四十何%ですから、それをどうして利用率が半分ぐらいなのか、その辺の原因を調べたことはあるのでしょうか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 改めて利用率については、調査はさせていただいたことはございませんが、これまでの経過を若干申し上げますと、板倉町におきまして福祉タクシーの利用枚数はかつては1枚500円の1回ご利用いただく際に500円の利用券をお使いいただくというシステムでございました。ただし、平成22年度の事業仕分けにおきまして、今、小林議員さんからご指摘ございましたが、利用率が低いというご指摘がありました。この利用率が低いというご指摘をいただきました平成21年度の利用状況でございますが、利用率が46.5%でございました。この46.5%で、利用率が低いというご指摘をいただき、要改善という事業仕分けの結果をいただきましたので、平成23年度から利用枚数を現在の1枚から2枚へ倍に増やす対応をさせていただいております。枚数は倍にさせていただきましたが、結果的には利用率については、ほぼ横ばい状態という状況でございます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その福祉タクシーの利用に関してなのですが、現在板倉町内にはタクシー会社がないと記憶しているのですが、私も東洋大のほうにかなり運んでいる関係で、あの構内には常時二、三回見に行ったときに、明和交通、川俣のほうから来ているのでしょうか、そのタクシーが東洋大には一応とまっているという状況です。その福祉タクシーを利用するに当たって、うちの町の高齢者の方が利用する場合には、タクシーを呼ぶときにどういう方法で自宅まで来てもらって利用しているのか、その説明もちゃんと利用者のほうに説明しているのか。こうやればもう簡単に使えますよというような、そのフォローはしている

のでしょうか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 福祉タクシーにつきましては、新規でご申請をいただいた場合は、窓口のほうでお渡しをさせていただくということで、免許証の返納の方とか、そういった場合なのですが、につきましては、利用券の裏にご利用いただけるタクシー会社も印刷させていただいてありますので、そちらをごらんいただき、説明をさせていただいております。また、継続して申請をいただいている方につきましては、毎年民生委員さんを通じまして、申請と配布をお願いしてございますので、民生委員さんを通じてご説明をお願いしているような状況でございますので、また現在取りまとめをさせていただいて、来年度配布を民生委員さんをお願いする時期が間もなく来月になりますので、改めましてそこら辺も再度詳しくご説明をお願いするような形で民生委員さんのほうにはお願いをしたいというふうには考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 ただいまの中でタクシー利用するに当たって、確かにこの間利用できるタクシーの一覧表をもらいました。そこに12社ほどあるのですが、その12社、板倉ですから、館林、茨城とか栃木とか藤岡とかあるのですが、そちらへ電話して自宅まで迎えに来てもらう。要するに迎車、その迎車の関係の料金がかかるか、かからないか、その辺の説明はしっかりしているのでしょうか。かなりやはりその迎えに来る車が有料になると、恐らくちょっと控えてしまうのかなと思いますので、その辺はどうなっていますか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 実際町のほうで事業契約の締結をさせていただいている業者が12業者と、さらに1社増える予定なのでございますが、迎えをお願いした場合、料金が発生する事業者は1社のみということで、これは板倉町内に迎えをお願いした場合なのですが、ということでございます。ということで改めまして、そこら辺も細かい説明、継続されている方については、説明はされていない部分があるかもしれませんので……

○1番 小林武雄議員 新規は。

○落合 均健康介護課長 はい。先ほど申し上げましたが、来年度の配布を民生委員さんをお願いする中では、その部分についても口頭でお話をさせていただくような形で、口頭なり文書でお知らせするような形でお願いをさせていただきたいと思っております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その細かいいろんな指導というか、教えることがやはりその福祉タクシーの利用というか、その高齢になった方の足となりますので、その辺のところの細かい説明もよろしくお聞きしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。返納者の年齢や個人の体調管理などで個人差がありますが、一日も長く、周囲に不安を与えないような高齢者の運転を側面から支援する体制が必要かと思っております。

そこで、この3月12日から75歳以上の高齢者の更新時における内容が法改正されます。その中では、認知

機能を強化するような内容が盛り込まれておりますので、その辺のところ、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいま議員のおっしゃいました道路改正法の関係ですが、今月、来週になるのですか、3月12日日曜日施行ということになっております。内容的にはかなり膨大なものになると思いますが、その中の高齢者についてということで、概略になります。ひとつご説明させていただきたいと思っております。

もしも75歳以上のドライバーが交通違反をした場合には、認知症の検査を義務づけられるなどを盛り込んだものが今回の改正となります。現在の道路交通法では、75歳以上のドライバーは、3年ごとの免許更新時に認知機能検査を受けることになっておりますが、今回の改正法では、免許の更新時以外にも信号無視や一時不停止などの交通違反をした場合、臨時の検査が義務づけられることになりました。この検査で前回の検査結果よりも認知機能が低下していた場合には、臨時講習を受ける必要があるほか、認知症のおそれがあると判断されれば、医師の診断を受けなくてはなりません。検査や医師の受診を拒否しますと、免許の停止や取り消し処分というふうになるということで、この辺が医師の診断とか、今までよりもさらに厳しくなってくるという内容のものであります。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その講習時の認知検査の結果において、認知症の疑いがあるというふうに判断された場合、医師の診断の結果なのですが、免許証を返納するということになります。この場合、警察のほうから落合健康介護課長なのですが、地域包括ケアセンターのほうに、そういうの方が認知症のおそれがあるというような個人情報にはなるので、それはわかりませんが、そういう情報は入るのでしょうか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 改めまして、警察さんから包括支援センターのほうにそういったご連絡はいただいたことはございません。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 現段階ではそういうふうな体制で、個人情報がやはりかなりありますので、ただ先月でしたか、館林警察署と板倉、明和でその徘徊の情報の関係では一応協定を結んでいるということを知りましたので、そういう意味ではこういう情報も何らかの関係で情報を共有したほうがよろしいのかなと思うので、ちょっとその辺提案させてもらいたいと思っております。

それから、返納、返納といいますと、高齢者の方がかなりきつくなりますので、実際には板倉町でももう65歳以上の高齢者の方が30%を超えていますので、かなりの方が運転をしています。いつまでも自分の運転で好きなところに行くというのがやはり人間の本能だと思いますので、この辺の事故を起こさずにある程度の年齢までは運転してもらいたいと思っております。

そこで、総務課長にお聞きしたいのですが、この辺の高齢者の方が恐らく平均的に言いますと80から85歳ぐらいまでが恐らく運転する年齢かなと思うのですが、その70から80ぐらいまでの間の、昔は若い子がかなり事故を起こして、いろんな対策を打ちました。今はどちらかというと、いろんな角度から見ると、高齢者

がいろんなところでもう表面に出てきて、ちょっと私とすれば高齢者がかわいそうだなと思う気がするのです。そこで、安全にいつまでも運転をしてもらうためのいろんなやはり啓発活動、長く運転するには、やはり本人の努力も必要だし、体力を維持するというか、そういう形がやはり必要かなと思います。いろんな方面からサポートが必要かなと思うのですが、まずはその中で町内にあります老人クラブの団体とか、シルバー人材センターの、かなり高齢ですよ。その方とか、あと福祉センターへ通っている高齢の方とか、そういう方に対するそういう安全運転の教育というか、そういう指導というか、そういうことは何回かやっているかと思うのですが、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 高齢者の方をそういった1つの集団といいますか、グループといいますか、そういうところに行くものとしては、出前講座という形で現在あります。例えば老人クラブだとか、その辺から要請があれば、交通指導員の方たちと一緒に行って、そういった啓蒙活動をやることはあります。ただし、こちらから積極的に順番を決めて、どこでやるというようなことは現在はまだ行っていません。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 わかりました。ただ、一応これからもそういうことがありましたら、時折やっていただければと思います。

次に、高齢者の移動手段、広域路線バスとか、福祉タクシーとかありますが、それ以外に高齢者がある程度好きに移動できるような、恐らく路線バスとか、それしか今のところないのしょうけれども、その辺の特に車を手放した後、恐らく今の年齢でいきますと、5年なり10年なり、自分で歩行できる範囲内については移動すると思いますので、その辺のところの高齢者に対する施策か何かがあればお聞きしたいのですが。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 これは、今すぐということではなくて、本当に将来的なお話ということでご理解願いたいと思うのですけれども、ほかの全国的なところであるとか、あとは群馬県内でもそうなのですが、ほかの自治体を参考に見てみますと、例えばデマンドシステムのバスだとか、タクシーというものを利用しているところが山間部とか、その辺では特に多くなっているというふうには聞いております。これは、必要に応じて例えば30分から1時間前にそれ電話をいたしまして、目的地に行く人を集計して、ルートをつくって自宅まで迎えに来て、目的地まで行くと、そういうようなものなのではございますけれども、そのような一つのシステムですか、を将来的には板倉町も考える必要があるのかなというふうには思っております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その辺のところは今後の課題として少し検討していただければと思います。

この返納の関係のうちの最後になるのですが、最近車のメーカーが安全への開発がかなり進んできて、先進安全自動車の普及がかなり出てきております。特に衝撃被害軽減ブレーキとか、車線逸脱装置付とか、ふらつき注意喚起装置とか、車線維持支援制御装置とか、こういうものが今、各車のメーカーのほうで搭載されて販売に至っております。

この間、国土交通省のホームページを見ますと、この先進安全自動車のASVとありますが、導入に対す

る支援というのが載っていました。この中ではこの平成28年度中では事業用のバスの購入において、この先進の安全自動車というか、装置をつけた車に対しては中小企業で1台当たり上限で30万円、これも一応経費の2分の1が補助されるというように載っていました。ただ、これは2月28日いっぱい申請が打ち切られたということを聞いております。あと、この間、明和町のほうで今年度から始まるということで、この先進安全装置のついたものの車を65歳以上の高齢者が購入した場合には、一応5万円ほど補助するというようなことが出ていました。この件については、日本の中でも香川県とか、愛知県豊田市というふうに何例かが今出ています。やがてはこの車等がかなり普及されてきて、一般のやはり高齢者の方が購入するというような、恐らく5年か10年か、そのぐらいになると思うのですが、そういうときには町としてもこの辺の補助の関係、バックアップというか、その辺の検討をお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 今のお話、今度明和町さんが本当は群馬県でも初めてですか、実施するということなのですが、5万円の補助で何件か分決めて、たしか150万円ですか、全体で。

[「そうです」と言う人あり]

○根岸一仁総務課長 あったかと思えます。あるにこしたことはないのですが、これから車のほうも現在は自動ブレーキだけみたいなどころがありますけれども、将来的には例えば東京オリンピックを一つの目標年度として、国のほうも自動運転を入れてくるというようなことも言うておりますので、そういった技術的な進歩等をもろもろ含めまして、また町のほうは財政とも相談しなくてははいけませんので、その辺を加味しながら考えていきたいと思えます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 免許返納に関しては、以上で終わりたいと思えます。

続きまして、小中学校の学校給食についてお聞きしたいと思います。この学校給食の関係なのですが、去る12月25日の上毛新聞にちょっと衝撃的なニュースが載っていました。前橋市で学校給食の食べ残しの関係の調査をしました。そのときに回答が約4割の方が小中学生の子供が給食を残すというような報道がありました。これを見まして、こんなに今の児童というのは好き嫌いがあるのかなと思ひまして、ちょっとびっくりいたしました。

そこで、当町板倉町におきましては、給食の現状についてどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 当町の給食関係でございますが、議員皆様ご承知のとおり、自校式ということでやっております。非常に先生方、いろんな学校も回っているわけですが、板倉の給食はおいしいというような評価をいただいているところです。そういった中、今残飯の要は前橋の報道ということがありましたけれども、板倉におきましても、2年に1度これは県のほうの指導のもと、残飯をはかっております。そういった中、小学校、中学校はかっているわけですが、その中で小学校は3.6%、中学校につきましては3.8%ということで、非常にいい成績の中で推移をしているということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 文科省では学校給食衛生管理基準によると、学校給食は調理後2時間以内に提供する努力規定をしていますが、恐らく今報告されたように、当町におきましては、自校式ですので、その2時間以内というのは恐らくクリアしていると思いますが、現状どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 学校給食におきましては、学校給食衛生管理基準ということで、調理後食品に適正な温度で管理を行いまして、調理後2時間以内に給食できるように努めることというようなことでございます。板倉町5校、小中学校全て単独で自校式の給食をやっておりますので、この辺は完璧に守られているというふうに思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 ありがとうございます。

次に、その学校給食、生徒が学校に登校している間は、毎日提供されていると思います。仮に調理員さんが急に風邪とか等で休まれた場合、その辺の給食をつくる調理員さんの体制についてお聞きしたいのですが、もし休まれた場合でもその給食をつくる体制について問題ないのか、もしくはその辺の支援体制が確立されていて問題ないのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 その辺につきましては、対策を講じてございます。まず、学校で要は町費の臨時職員、この職員に関しましても毎月の検便をとらせていただいております。具体的には用務員あるいは学校の図書司書、図書事務、そういう方に毎月自校式ですので、検便、腸内検査をしていないと調理室へ入れませんので、そういう形で無駄であったとしても、そういう検査をさせていただいております。それでもなおかつ足りない、あるいは長期的に調理員が休むということになりますと、そういう職員でも毎日入ることでできませんので、その辺に関しましては、地区公民館がそれぞれございます。その地区公民館の臨時の職員、各公民館2名ないし1名いるわけですが、その臨時の職員につきましても、毎月無駄であったとしても腸内検査のほうを実施してやっております。それで、そういう形の中で、そういう町の臨時の職員の方をお願いをいたしまして、調理員が休むときの対応ということで今現在推移をしているということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 大変ありがとうございました。それで、一応学校給食に関しましては、かなり安心できるかなと思います。

それから、現在小学校再編の関係が今進んでいます。平成32年、約3年後になります。それに向けて統合があるわけですが、その統合した場合にも、その給食をつくるというか、器具というか、その辺の問題等

はもう既に検討なされているのか、問題ないのか、それをちょっとお聞きしたいのですが。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 小学校の再編で、32年にということですが、今現在西小につきましては、今までで一番大きな学校ということであの当時西小ができています。それに伴って給食室ができ、なおかつ米飯を入れたときも改修をさせていただいて、そういうふうには整っているかと思っています。ただ、東小学校につきましては、今までが一番小さな小学校がニュータウンの関係等で増えてきました。その中で給食関係につきましても、配膳室等を拡張させていただいて対応しているというような状況でございます。

そういった中、今度再編という形になるとということですが、その検討につきましては、今後ということになっていきますが、検討していくということで判断をしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 続きまして、今、世間ではかなりいろいろなものがやはりありまして、小中学生が家庭に帰れば好き嫌いでもないのですが、いろいろなものがやはり食べられる時代になっています。そんな中で飽食の時代とよく言われていますが、その飽食の時代において、学校給食がやはり担う意味は確かにあると思ひます。栄養面とか、エネルギー面とか、子供たちの成長の段階において、その給食をつくっておりますので、その給食の意味は確かにあると思ひますが、そういう家庭での好き嫌いがかんり発達というのですか、そこと学校給食の持っている意味というか、その辺の差があると思ひますが、現状板倉町におけるその辺の飽食の時代における給食の持っている意味はかんり重大かと思ひますが、好き嫌いとか、その辺のところは先ほど残飯が3.6とか何とかと言っていましたので、そんなにないのかなとは思ひますが、それでもまだいると思ひますが、その辺の対策か何かがあればと思ひますが。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 先ほど数字で示させていただきましたとおり、板倉町、非常に残飯については低うございます。そういった中、飽食の時代、要は好きなものが何でも食べられる時代というようなところで、食育ということにも関係はしてきますが、単独調理場でございます。自分の学校でおいをかぎながら、授業をしながらというようなところ、あと調理員さんの顔が常に見られるということ、あと地域食材というのを各学校でやっております。したがって、その今日のお昼に食べる食材の人たちの顔がわかるというようなところ、あるいはその給食をつくってくれる調理員さんの顔がわかるというようなところ、そういうところを大事にいたしまして、食材の会の方には年何回でもないのですが、子供たちと一緒に給食を食べさせていただいて、つくっている人の顔を見ながら、ああ、この人たちがつくっている食べ物を大事にしなければというような、そういう食育指導ですか、それと調理員さんには「いつもおいしい給食をつくっていただひありがとうございます」というようなお手紙を出しているというような、そういう施策の中、食べ物を大事にしていくというようなことで事業展開をしているということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 今の報告の中で、地元の食材を恐らく昔からやはりやっているのですが、実際に各学校で取り扱っているその地元の食材、品目だけで結構です。どのぐらいあるのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今、なかなかつくっていただける方を探すのも大変でございます。全学校、小中学校、米飯を給食やっていますので、要はお米は全部の学校が……

○1番 小林武雄議員 地元。

○小野田博基教育委員会事務局長 地元。あと野菜、葉物、そういう関係、議員さんの中にも針ヶ谷さんなんか東小をお手伝いしていただいているのですが、そういう中で食材の会も年数回会議持たせていただいて、どういうものを入れることができるよということ、やはりキュウリとか、そういうものも入れさせていただいているということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 何品目かと尋ねられて答えてありませんが、過去に私が調査をしたことがあります。学校で食材を調味料から含めて大ざっぱ130ぐらいのものを使っている、しょうゆから始まって。そのうち地元の食材というのは、せいぜい季節的な動向もありますが、10から20、最大で20ということがございます。我々も常に考えているのですが、今のやりとりの中でも安全の担保が、顔が見えるということだけで安全だということをPRしてよろしいかどうか。120のうち顔が見えるのは10か20なのです。顔が見えないのは安全でないという教育を子供にしたら、どういうことになるのか、それは地元食材も含めて。そういう難しさも時には私は問題提起をして、過去に1回栄養士あるいは給食調理員が東毛で全体で集まる席で講演を依頼されたときもあります。泥のついていない食材は安全で、泥のついていないものや、要するにきれいに製品化されたものは安全でないとか、最近フェイクニュースというようなものがここに新聞社もいますが、事によると正当な主張をしているのですけれども、その逆の効果もあり得るということまで我々は考えないということとは考えられませんか。ということで参考意見として述べます。子供がとんでもないこと、だから輸入産品なんか、みんな日本の食材というのは頼っているわけです。それは安全ではないかと言ったら、食品では成り立たないということも含めです。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 続いて、一番最後の問題になりますが、アレルギー対策について、これも昨年の6月のものなのですが、2015年に食物アレルギーと申告したのが群馬県内でも小中学校、高校、特別支援学校等を含めると1万863人と、かなりの方がアレルギー体質の報告上がっています。

そこで、うちの町ではこのアレルギー体質の方が何名いて、そのアレルギー体質の方に対しての給食に対する指導、教育というのはどのようにやっているか教えてください。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 アレルギーの関係でございます。人数的に申し上げます。

今現在東小で6名、西小で2名、南小で1名、北小はおりません。小学校で計9名でございます。板中につきましては7人、小中学校合わせて16人でございます。

それに対する給食の対応ということでございますが、町内2名の栄養教諭が配置されております。その栄養教諭を中心に、それぞれの学校で給食献立に沿った中で、保護者との打ち合わせ、そういうものをしながら今現在給食は対応しているというようなところでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 実際そのアレルギー体質の方に対しては、少人数だからこそきめ細かなやはり対応が必要かなと、一歩間違えばやはり時と場合によっては、命というか、入院するような大きい症例に発展しますので、その辺のところは保護者、本人、学校の先生、栄養士等々でよく事前の打ち合わせをしていただいて、安全に給食を食べるなり、自前のお弁当を持ってきて食べていただくか、その辺のところをよく検討していただければと、よろしく願いいたします。

これで一応小中学校の給食の関係については終わりにしたいと思います。

最後に、平均寿命と健康寿命の関係についてお聞きしたいと思います。この問題もかなり新聞等ではやはり言われているのですが、ただ平均寿命は延びています。健康寿命も日本としては延びています。ただ、この平均寿命と健康寿命、その間、その間が日本の男性については約七、八年、女性については10年前後というようにその間があります。この期間があるということは、言いかえれば、その長い期間、介護の関係のお世話になるか、そういう形の自分ではなくて、ほかの方のやはり世話にならないとだめかなという期間かなと思います。そういう意味では板倉町におけるその平均寿命、健康寿命の捉え方、その辺ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 定義どおりで捉えています。

○青木秀夫議長 小林議員。

時間がもう来ていますので、ぼつぼつ。これ最後にまとめてください。

○1番 小林武雄議員 では、最後になります。この健康、12時半ですよ。

○青木秀夫議長 そうそう、だから。

○1番 小林武雄議員 最後の質問にします。

○青木秀夫議長 今、町長が答えなくていいの。答弁。

○栗原 実町長 答弁したのだよな。

○1番 小林武雄議員 しました。

○栗原 実町長 定義どおりで捉えていますと答えています。

○1番 小林武雄議員 はい、大丈夫です。

そこで、最後の質問になるのですが、こんな言葉がありますが、俗に健康寿命を延ばす手段として、「てくてく、かみかみ、にこにこ、どきどき」、この4つの項目が結構言われているような感じがするのですが、この「てくてく」は適当な運動、「かみかみ」は3度の規則正しい食事、「にこにこ」は心の健康と、「わく

わくどきどき」は五感を使った日常の生活ということですが、高齢になればなるほど表に出る機会が減ってきています。やはりその高齢の方を表へ出て、身近な人と会話をする。近場の人とお話をする、そういうふうにやはりしていかないと、自分の健康もありますが、家族のこともありますので、そういう意味では、こういう運動というか、ものを板倉としてはやはりどんどん、どんどん広めていただければと思うのですが、それはあくまでも個人差がやはりあります。その辺の健康介護課として時に触れてこういうことをちょっとやっていただければと思うのですが、最後に一言だけお願いいたします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 健康介護課あるいは保健センターは、今、小林議員が指摘したようなことを専門に、真剣に職務命令としてやる課でございますので、おっしゃるとおり以上のことを真剣に取り組んでいると今現在も思っておりますが、また今後いろんな課題に合わせて、新しい問題が出れば即座に取り組むということも含め信頼をしております。

○1番 小林武雄議員 では、時間が来ましたので、これで私の一般質問は終わりにしたいと思います。大変ありがとうございました。

○青木秀夫議長 以上で小林武雄議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 0時30分)

---

再 開 (午後 1時30分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[2番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○2番 針ヶ谷稔也議員 議席番号2番、針ヶ谷でございます。一般質問の通告書提出してありますので、通告書に従いまして質問のほうを進めさせていただきたいと思っております。時間が限られておりますので、答弁のほうを簡潔にお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

早いもので、平成29年も3月に入りました。大学生の就職活動というのが今年度は3月1日から解禁ということで始まったようなニュースも流れております。国のほうでも先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、ワーク・ライフ・バランスということで、働き方、仕事の仕方について国民のほうの興味というのにも向いているのかな。大学生のほうもブラック企業というところからホワイトという名前を認証を受けた企業に話を聞きに行く学生が多いとか、そういったことで、自分がどういうところでどういう仕事をするのか、どういうふうに働けるのかという部分で非常に興味を持っているのかなと思っております。

一方で、2015年12月15日、大手広告会社電通の女性社員の自殺事件によりまして、仕事の働き方の部分で長時間労働ということで、半強制的に長時間労働強いられて、そこで精神的に病んで自殺を凶ってしまった

ような部分で、これも国会なんかでそのワーク・ライフ・バランスを考える一因になっているのかとは思っておるのですけれども、この3月というのは自殺対策強化月間でもあるということですし、3月に異常に自殺者が増えるというお話も聞いております。一概にこの働き方だけではないと思うのですけれども、そういった意味も込めまして、町長いわく、町で一番のサービス産業である板倉町役場の働き方について質問をさせていただければと思っております。

まず最初に、板倉町の通告書には就業と書いてしまったのですけれども、勤務時間、勤務時間の定義についてはどのようになっているかお答えいただけますか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまのご質問ですが、これに関しましては、役場の中に板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則というのがあります。その中で午前8時30分から午後5時15分までとなっております。また、昼休みにつきましては、正午から午後1時までの1時間というふうになっております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 この縛りを受けるのは、どの役職までですか。課長以下ということですか。今回副町長就任なさるわけですけれども、副町長、町長においてはこの限りではないということでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 条例の名前にありますように、職員に限ります。ということで特別職の町長、副町長。今回教育長も入りますが、は含まれません。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ただいまお答えいただきました時間帯、8時30分から17時15分までの勤務時間という規則になっていると。これ以外に仕事をなさるということですね。8時30分以前ですとか、17時15分以降というところで仕事をする場合には、何か規則があるのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 定時以外の俗に言う残業、時間外勤務、残業ということになりますが、これにつきましては、15分の休憩をとりまして、5時30分からということで行いますが、その前に、残業を始める前に上司の許可を得ます。どういう理由で何時間働くということを申請いたしまして、それを上司が認めた段階で残業時間のほうは入っていくということになります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これについては、手当のほうはどのようになりますか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 残業手当ということになりますので、本給とは別に支給となります。役職といいますか、その自分が持っている等級によりまして、給料が決まっておりますので、個人個人その1時間当たりの

時間割を出しまして、掛けることの時間数ということになります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 一応条例の中にあつたと思つたのですけれども、夜の10時を超えないような規定があつたと思つたのですが、これは生かされますか。残業が終わりというのは午後10時前というふうに規定されますか。それ時間は何時間でもよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 残業の終わる時間が何時ということは決めはありません。ただし、先ほど時間給の関係で申し上げましたが、時間給が通常の普通残業という区分と深夜残業、10時以降、夜の10時以降とあとは休日の残業と休日の深夜残業というような形に分かれていますけれども、夜の10時以降は深夜残業となりますので、特にやってはいけないということはありませんが、先ほど申しましたように、残業を始める前にどのような形態をとるかということで上司のほうで判断をいたします。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 私も子供の送り迎え等で夕方以降役場の前を通る機会がありまして、時にはやはり一生懸命仕事をなさっている方がいると見えて、9時近くまで電気がついているような状態もお見受けするものですから、こういう質問をさせていただきました。

今、12時から13時という時間帯は、一応規則の中では休憩時間ということになっているかと思ひます。役場の仕事の中では、事務処理等も含めまして、窓口業務というのがあるかと思うのですけれども、窓口業務のこの12時から13時の間という扱いはどのようになっていますか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 窓口業務のちょうどお昼の時間帯というのは、一般の方にとりましては、役場に来る一番大きな時間かなと思つております。窓口は閉めるわけにいきませんので、担当の者が順番で担当していくということになります。ただし、来庁する方が例えば4月、3月というのは非常に多くなってきます。その場合は応援ということで、一応休み時間には入りますけれども、足りなかつたところを応援するような形になっております。基本的には順番制となっております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 私もなかなかこの時間帯に窓口を訪れることがなくて、内容がわからずに質問をしてしまうのですけれども、一応この時間帯の消灯というのが、これは強制になるのですか、一応習慣になっているのでしょうか、一応無駄な電気を消すということではなっているわけですが、窓口が動いているということは、窓口近辺はこれは消灯なしで電気をつけているということではよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 議員のおっしゃるとおりです。なおかつ第2庁舎は窓口集中していますので、ほとんどは消えていないかと思ひますが、本庁舎、西庁舎におきまして、例えば本庁舎ですと、町営駐車場の申し込みとか、あとそのほかお客様がいらっしゃいますので、そこに関しては消すことはございません。ほか

のところも一応消してはありますが、もし何かご相談に見えたときとか、そういう必要に応じてすぐ電気はつけるようにしております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 イメージ的にお昼休み、一生懸命電気を消灯しても、やはり先ほどの話ではないですけれども、時間外で電気をつけて仕事をするということになれば、差し引きその電気代の節約という部分でどうなのかなと。今一生懸命街灯のほうはLED化して、ある程度めどがついたと思うのですけれども、今さら庁舎内をLED化する。新庁舎の今建設が進んでおりますので、そういったことも提案できないかなと思ひまして、電気代というので、では今電気代のほう、昔に比べてそんなに値段が上がるものではないですが、極力努力いただいているというのはわかるのですけれども、住民サービスとの絡みにおいて先ほどご答弁いただいたように、住民が不快に思わないようなサービス方針で臨んでいただければありがたいかなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

続きまして、役場の職員の採用についてということで提出をさせていただいております。先ほど3月1日、大学生の解禁という話をさせていただいたのですけれども、私の記憶が確かであれば、今のところ役場職員の採用については、大学卒業というような要件が入っていたかなと思ひますが、間違いありませんか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 現在、役場の職員採用につきましては、大卒以上となっております。ちょっと長くなるかもしれないのですが、この経過につきましてご説明を少しさせていただきたいと思ひますが、よろしいですか。

○2番 針ヶ谷稔也議員 はい、お願いします。

○根岸一仁総務課長 まず初めに、ここ10年ほどの職員採用の動向ということでお伝えしたいと思ひますが、10年ほど前の平成18年、それと19年度につきましては、採用試験そのものを行っておりませんでした。翌年の平成20年度は高卒以上を対象とした一般事務職員の採用試験を行ったのですけれども、残念ながらその中に、応募者の中に高校生が一人も入っていないという状況がありました。次の平成21年度からは大卒者のみを対象とした採用試験というふうに変更となりました。

また、板倉町以外ではどうなのかということなのですが、近隣の状況としては、現在千代田町、それと呂楽町は大卒、板倉と同様に大卒のみです。また、館林市と大泉町につきましては、大卒試験を最初にやりまして、次に短大・高卒ということで、2段階の方式で採用試験のほうを実施しています。しかし、合格人数につきましては、高卒、大卒というふうに分けるのではなくて、まず大卒で補充をして、足りない分を調整しながら高卒のほうで採用するという形をとっているそうです。残りの明和町につきましては、現在高卒以上の試験を実施していますが、実際に採用となるのは大卒者のみということで、今後大卒試験にするかどうかということを検討したいというようなことを聞いております。

それと、先ほど申しましたとおり、変更になったのが20年度と21年度を境にして、採用試験の要件が変わったわけなのですが、その要因として考えられることということでちょっと考えてみました。3つぐらいあるのかなというふうに思っております。

まず1つ目なのですが、先ほどの説明でもありましたように、応募状況の変化、要するに高校生誰も受けなかったということがあるかなと思いますし、2つ目としては、早期の人材確保、先ほど議員おっしゃったように、もう既に大学生の一般企業は3月1日から人材確保を始めているような状況です。それと3つ目が、やはり近年求められる公務員としての像はどういう職員像なのかということがあるのではないかというふうに考えております。

その中身をもう一度考えてみます。3つの中身をもう一度考えてみますと、1つ目の応募状況ということは、高校生が一人も受験をしなかった。その背景には、ちょうど平成21年の年に大学進学率、こちらが50%を超えております。それと2つ目の早期の人材確保の関係なのですが、町が現在行っています採用試験の方法というのは、群馬県町村会が行う統一試験、これを適用しております。そうしますと7月に大学卒業生の試験をまず行います。2カ月後の9月に高卒・短大の対象の試験が行われるということになっておりまして、早い段階から特に大学生の関係につきましては受験先を決めてくると、そういう状況があるというふうに思われます。ですので、早い段階からの人材確保の活動が重要であるということと、7月の大学試験、大卒試験をやって、そちらのほうにほかの自治体、各自治体も採用試験の軸を置いてきているという状況がありまして、そのようなことから毎年の大学生の受験生も30名から40名前後板倉でも応募してきますので、採用者を選考するには十分な人数になっているのかなというふうに考えております。したがって、9月の高卒・短大卒の対象試験をもし実施するとした場合も、大卒者試験、こちらの補完的な役割が非常に大きくなりまして、もし全員大学生で埋まってしまうと試験の必要性がなくなってくるというような状況になっていると考えられます。

最後、3つ目のほうなのですが、近年ではどういう職員像がこれ日本社会全体とっていただきたいのですが、求められているのかということなのですが、これには近年の社会的背景が大きく影響していると考えます。具体的には板倉町を取り巻くさまざまな状況が年々変化しているのは当然なのですが、最近特に感じるのは、仕事を行う上でのスピード、こちらが加速度的に進んでいると思っております。それと、行政課題が複雑化になっておりまして、高度化されていますので、より効率的で質の高い行政運営がこれは板倉町に限らず、全国的に求められている状況かと認識しております。これらの課題を解決する職員としては、大学で4年以上の勉学と社交性、それに判断力、こういったものを総合的に培ってきた大学生のほうがより適格性を持っているというふうに思っております。

以上のようなことから、大卒を採用する3つの理由となるわけなのですが、しかし現在の社会的状況下という前提詞が入ると私は思っております。ですので、もし社会的状況が今後大きく変わるようなことがあれば、例えばアメリカのほうでも今度トランプ大統領になりまして、国民の労働に対する考えも変わってきております。それは極端な例ですが、もしそういう社会的な大きい影響力が働いてくるようになれば、職員採用の応募条件もそれに合わせて将来的には変えることも必要なのかなというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ご丁寧に説明をいただきました。全くおっしゃるとおりだと思っております。その上で、あえて発言をさせていただきますと、昨年の6月の選挙から、選挙権年齢というのは18歳以上とい

うことで引き下げという形になったわけです。ということは学校で選挙も絡めて、そういう行政だとか、社会情勢だとかという部分について興味を持ってくる生徒の数というのは、今まで以上に多くなっていくのかな。町の選挙等でやはり候補人ですとか、選挙内容を調べていくと、町の行政に興味を持ってくるお子さんの数も、ここ近隣の投票率というのは上がっていませんので、余り期待もできないかなとおっしゃる部分もあるかもしれませんが、でも選挙権年齢が20歳だったころに比べれば、興味を持っている生徒の数、18歳の年齢の数というのは極端に増えているというふうに言えると思うのです。「ああ、俺が勤めたら板倉町ではこういう仕事をしたいな」という希望を持つ生徒も中にはいらっしゃるかと思います。その子がでは4年間、板倉町には東洋大学というところがありますけれども、東洋大学でなくて、都内ですとか、あるいは関西ですとか、各地の大学に4年間、先ほど根岸課長がおっしゃるように、教養ですとか、経験ですとか、そういったものを培うために行って、ではせっかく生まれた郷土に対するそういう愛というのですか、俺は板倉町でこういう活躍をしてみたいというような部分が4年間定着していればいいのですけれども、興味の範囲が広がりますので、板倉町よりも楽しい働き場所というのに遭遇して、そちらに就職先を決めてしまう可能性もあるのかなと思います。

条件が許せば、条件が許せばやはり経済的にも大学に進学をするという部分で進学率のほうも50%超えたといえますけれども、あとの半分は就職をしているわけです。専門学校も大学と変わらないくらいお金がかかりまして、なかなか専門学校のほうもコマーシャル等で人員の確保に宣伝していますけれども、就職のほうが増えているのは現状だと思います。やはり大学に行きたくても行けない。それに対して奨学金制度を改革して、お金の補充をしながらでも大学に行って、先ほど課長がおっしゃったような経験を積ませてあげようという働きかけもあるのですけれども、就職しながらでも通信ですとか、そういったもので大学の卒業資格というのは得られるという環境もございます。という意味で生え抜きではないですけれども、高校卒業時点から板倉町を将来背負って立つような人材を育てていくという余裕も板倉町にあってもいいのかなという希望がありまして、ぜひ条件が許せば、これからまた採用の日程ですとか、基準ですとかというのは、これから話し合いになるのかなと思っていますけれども、そういった中で考慮していただけるような状況があればなと思ひまして、提案をさせていただきました。それについては何かお考えあればご答弁をお願いいたします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 採用の関係につきましては、先ほどの理由は述べたとおりでございます。毎年採用試験をどうするかということにつきましては、町の管理者の方と相談させて決めておりますので、またその際に今日の意見を参考として相談をさせていただきたいと思ひます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ぜひ検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番に挙げました保育士の採用条件は見直せないかということですが、今、板倉町には北保育園と板倉保育園の2保育所があるかと思うのですが、こちらで働いている方の人数について教えていただければと思ひます。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 板倉保育園で17名、北保育園で13名です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これは正採、臨時含めた数という認識でよろしいですか。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 板倉保育園で正職員が6名、臨時職員が11名の17、北保育園で正職員が6名、臨時職員が7名、計13ということであります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 正職員の人数と臨時職員の数というのがあるかと思えます。先ほどの職員の採用試験にこの保育士の試験も含まれるのですか。保育園の保育士としては別に採用試験になりますか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 保育士は専門性ということで、一般事務とは別に分けて試験のほうは行います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 保育士のほかに専門性というか、そういう意味で採用試験をやる人材というのはあるのですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 大きい都市になれば、建築関係とかいろいろとあると思いますが、残念ながら板倉町の場合はございません。

[「保健師なんかもある、保健師」と言う人あり]

○根岸一仁総務課長 済みません。保健師、あと管理栄養士とかがあります。保健関係についてあります。済みません。訂正させていただきます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 今回はこの保健師さんについて特に質問のほうを進めさせていただきたいと思うのですけれども……

[「保育士ですね」と言う人あり]

○2番 針ヶ谷稔也議員 保育士。はい、保育士さんの採用についての質問を進めさせていただきたいと思うのですが、例年時期になりますと、その保育士の募集なんか広報に載るわけですけれども、去年あたりですと、その採用基準の中に大学卒業という表記があったと思うのですが、これは間違いはないですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 まず、保育士の試験の回数といいますか、その頻度なのですけれども、これは毎年行っておりません。必要なときに行うということで行っております。たまたま去年はその試験があった年になりました、去年につきましては、先ほど試験、高卒と大卒のほうを町村会のほうにお願いするというお話

したかと思うのですが、その関係がありまして、まず大卒試験のときに、大卒者の中で保育士の資格を持っている方の試験を最初やりました。2回目に今度は短大卒・高卒以上でその資格をとっている、もしくは取得見込みの方ということで、ペーパー試験についてはですから、2回やりましたけれども、それは大卒だからというだけではなくて、資格があれば要するに受験ができた形になっています。二次試験の面接につきましては、一次試験をパスした人を1回合わせてやったという形になっております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 大卒者と短大・専門学校等での資格取得者については、この筆記の試験の内容が違うということですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 大卒とは中身は違っております。その卒業程度に合ったものということで試験は違うのですけれども、それを合わせるような数値を掛けまして、ほぼ同じようなところで一次につきましては、合否のほうを判定しております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 先ほどの答弁ですと、大卒者の試験を行ってから推測によると足りない部分を短大、大学という認識でしょうか、それとも出てきた募集者の中で大学生と短大・専門学校卒業生というふうに分けて試験をやるのだよというだけなのでしょうか。だから、先に目的として大学生卒業有資格者で募集人員がおさまればそれで次の試験はやりませんよということなのか、大学卒業生と短大・専門学校卒業生は、同じ募集が出てきても別に分けて試験をやりますよという説明、どちらの把握でよろしいですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 議員の質問の前者に当たります。たまたま今回は大卒で資格を持っている方は2名しかおりませんでしたので、選考するにはちょっと数が少な過ぎたということになります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 就職する、そうですね。保育士養成の課程を修了する、それに4年間かけるか、2年間かけるかという違いはあって、先ほど根岸課長の言葉をかりれば、4年間の中で教養ですか、経験は2年分増えるのだというふうな認識の仕方もあると思いますけれども、先ほど来保健師ですとか、管理栄養士ですとか、保育士については、資格認証でありますから、資格を持っていれば、その仕事につけるという条件なのかなと思っております。となると逆に言うと大学を卒業したものと短大・専門学校でその資格を得たもので、採用の機会が違うのかなと。大学を出た者が先に決められて、足りなければ短大と専門学校にその窓口が回ってくるというのであれば、均等ではないなというふうに感じます。その辺は改善していただける見込みはありませんか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 均等でないという判断もできるでしょうが、それぞれの立場からすれば、同じにやられてはたまらないというような意見も過去ございましたし、その判断は私がいまして、近隣の採用の

状況、いわゆる先ほど言った一般職の採用の状況、一般職は大卒をやっている、形上こちらはというのもバランス上いかなものか。同じにやって、足りなければというような判断で、去年、しかも毎年やる状況ではないということも含め、見解の相違があるだろうと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 毎年欠員が出て、そこに該当する年度に募集をかけるというような話になりますと、なおのこと、その時期に手を挙げたい人というのは、大学卒業だか、短大卒業だか、専門学校でその資格をとったかというのは、1名しかない枠に大学生を1人入れてしまえばもう終わりのような感じになってしまいますけれども、やりたい、町で仕事をしたい人たちにその機会を与えるということは、やはりもう少し配慮が必要なのではないかなと思いますが、もう一度課長、答弁をお願いします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それも一理ありますが、現在はそういった判断のもとでやらせていただいております。見解の相違です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 見解の相違はありますので、ぜひ今後検討していただいて配慮していただけないかという質問をしております。

○栗原 実町長 見解の相違です。

○2番 針ヶ谷稔也議員 結構です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 続きまして、3番目の質問に移らせていただきたいと思います。

県と市町村の人事交流による実務研修についてということで質問のほうをさせていただきます。県と市町村で人事交流による実務研修というのが行われているというお話を伺っていますが、これについて内容のほうを説明していただければありがたいですが、よろしくお願いします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 群馬県庁との人事交流というお話になりますが、これは県の企画部であるとか、土木部であるとか、そういうところに町の職員を基本的には1年なのですが、1年派遣しまして、研修を積んでもらうという内容の中身にはなっております。板倉町がこれまで過去にどのようなところへ職員を送ったかということなのですが、平成8年から15年までの8年間に11名の職員を派遣しています。主に総務部、企画部、土木部関係となっております、その間逆に今度は県のほうから板倉町への派遣はありません。

派遣した期間については、町の職員が170名を超えていましたし、人的余裕もあったかなというふうには思っております。

それと、もう一つ大きな理由としましては、板倉ニュータウンの開発事業がありましたので、そちらに関する知識や技術を習得するというので派遣したという内容になっております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 平成8年から15年の間は11名ということで、1年間を目安にして人事交流が行わ

れていたという解釈でよろしいかなと思います。今、総務部と企画部と土木というところへの実績があるということですが、これというのはこちら側から要望ができて、こういう人材をこの部署に派遣したいのですけれどもという要望というのはできるのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 こちらの要望は届けることができます。ただ、それが100%かなうかどうかは別です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 受け入れ側の状況もありますので、100%ということにはならないと思いますが、一応こちらから要望は出せるということではよろしいかと思えます。

先ほどの説明の中でも、これ出せていたころは170名からの職員がいてということで、これは定数条例ということが絡んできて、一応職員の定数が削減されたのが要因の一部なのかという想像がつくのですが、そういう考え方でよろしいですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 はい、そういうことでございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 確かに実情で先ほど来いろいろと事務処理ですとか、政策実行だとかということでマンパワーが必要だという状況も理解はできます。これからの板倉町を考えたときに、いろんな方の答弁の中に財政的に余裕があれば、ああいうこともやりたい、こういうこともやりたいと、できるならばやりたいのだというようなお話がありますけれども、町の税制の中で幾ら確保できるのかというのは、これは計算をすればある程度出てくる金額でありますので、それを基本にして、あとは国や県の補助事業ということでプラスアルファが出てくるのかなというのがこの短い経験ですけれども、何となくわかってきました。それで間違っていないですよ。

そうしますと、やはり人と人とのつながりというのですか、板倉町がどういう町であって、こういう事業をやりたくて、これぐらいお金が足りないのでは何とかしてくださいよと言ったときに、全然知らない人と話をするのか、あるいはどこの誰さんというところまでわかってお話をするのか、あるいは酒の場を一緒にしてばっか話をしたことある人と話ができるのかという部分では、多少ニュアンスが変わってくるのかなと思います。板倉町、ニュータウンの問題ですとか、道路整備の問題、渡良瀬架橋、利根川架橋の問題、企業誘致ですか、商業誘致、これなんかやはり県だとか国の補助を期待して、その事業計画を進めていく事業なのかなというふうには思うのですけれども、そういった面で確かに定数条例ということで人数が限られてきて、仕事の量が減っているわけではありませんので、1人分の仕事割合というのが1人人事交流で出すと、その分の負担が上がるというのは理解ができるのですけれども、それと比較してその1人人材を送ることによって、そういった部分の今までできなかったことができるようになる可能性を見出していくという、そういった方向での考え方についてはどのようにお考えでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいま針ヶ谷議員がおっしゃっていただきましたマンパワー的なものというものは、現在のところ私どものほうでは県に職員を派遣することに対する補足的要因ではないかというふうに考えております。では、主体は何かということなのですけれども、議員がおっしゃるように、県とのつながりの中で相手の職員を知ることと、専門的な技術を知ったり、技術を習得するということは、大きいメリットは確かにあるのは認識しております。しかし、現在例えば人を伝って仕事を進め、最終的な判断、裁量をしてもらうとか、予算を獲得してもらうということを考えると、それは通常の業務に関する相談であるとか、各種申請書類の作成であるとか、補助金の獲得など、そういったものは派遣経験があるかないかということではなくて、その仕事、業務に板倉町の職員がどれだけ真摯に取り組んでいるかという姿勢が県の職員にどれだけ受けとめられるかということではないかなと思っております。ですから、板倉町職員の事務処理能力によって変わっていくようなものではないかなというふうに私は考えております。ですから、県との関係を築くといったときに、単に職員を派遣するというのではなくて、職業人としてどれだけ相手の共感を得られるかと、そういうことが大きい点ではないかなというふうに思っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 確かにいろんな研修で、ほかの行政の方たちとの面識というのですか、初任者研修ですとか、中堅者研修ですとか、同席をして、その人事交流というのはできるかとは思いますが、やはり板倉町での仕事の現場と関連した県の現場というのは、やはり現場の内容も雰囲気も違うかと思うのです。町の大きさが仕事の大きさではないかと思うのですけれども、やはり板倉町で抱える問題と県で抱える問題は同じ内容にしても、その量的には非常に格差があると。それをではどのような方法で問題解決をしていくのかということ、そのノウハウを身につけて、また板倉に戻ってきたときに、ある程度の自分のポテンシャルに余裕ができるかなと思うのです。

そうしたときに、今まで発想できなかった部分で、ではこれは今までここで悩んでいたけれども、こういう問題解決の方法があるよとか、ああいう解決、こことはこういうふうにやっていけばこういう解決ができるのではないかというその余裕の部分ですよね。それは先ほど課長がおっしゃったように、自分で切磋琢磨をして自助努力をして、自分の能力を高めていく。これは基本だと思うのですけれども、それ以上に得られるもの、それは経験で得られるもの、その対話によって得られるものというのは、これ教育長だったら理解していただけるかと思うのですけれども、そういう部分が人を育てる場面というのが非常にあるかなと思うのです。確かに人材的に非常に余裕がないのはわかるのですけれども、これから高齢化ということもありまして、ある年代になると、いろんな問題が出てくるわけです。先進的な事例なんかもそういったところで体験もできるでしょうし、板倉町をここ30年、40年背負って立っていく人間というのをやはり育てていかないといけないのかなという意味でも、ぜひもう一度工夫をしなければいけないというのはよくわかっているのですが、検討課題として1つ挙げていただければありがたいかなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 針ヶ谷議員が言わんとするところもわかるような気もするのですが、先ほど根岸課長が答弁したとおりで現状は動いております。知り合いがいたりすれば、話がいいあんばいに進んで、ほかのまち

より補助金でも何でも多くもらえるのではないかというようなことも含んでいるのだらうと思います。しかし、その逆の立場であつたらどうでしょう。人が行っているところだけが余計な金を引き出して、指摘されるではないですか。ということも「何だい、人さえ派遣、交流していれば」、みんな交流してしまえば同じことになってしまうのです。ですから、我々はそういう意味で県も公正、公平に予算づけもしてくれるだろうし、今のご時世、県まで時によれば出向かなくても、ネットも含め情報公開も全て県もしているわけですから、そういう昔的な、昔的だと言うと失礼ですね。そういう人事交流によつての補助金が余計もらえる。補助金というのは仕事をやって、それに企画があつたものに対して、国の補助が決まったものきり出ませんから、それを内緒で引き出すとか。

いい例を申し上げます。私が50歳のとき町会議員になりました。当時針ヶ谷町長は群馬県の町村会長をしていた。群馬県の町村会長は針ヶ谷町長、いつも知事の隣に座るのですよと、毎日毎週出張していて、役場の仕事は疎かになるのはそれはしようがない。行ったら、企業局は企業のあれだけのものを開発している張本人だから、何か手土産はあるのですかというようなことまで。だけれども、群馬県の町村会長までやっても、答弁としてはそういうものはそういうもので、だから知り合いだとか、なあなあでそんな話ができないのだというのは、ちゃんと当時の記録に載っているはずであります。

ということも含め、ですから例えば職員を磨くという意味、今、針ヶ谷氏が指摘をしたですよ、磨くという意味であれば、十分交流の意味もあるのですが、いわゆるその他の方法でも十分磨くこともできるだろうし、また本人が強く希望しないと、命令でやるところまでの問題というのは、まだ今のここ二、三年の状況ではないというふうにも判断しておりまして、まして例えば企業局、今一番困っているのがニュータウンの関連、ここにいる今村議員もやめてからもう2年間でしたか、役場の出先へ勤めたのですよ。お聞きになっていただければわかりますが、長い行政手腕、企画財政課長、企画課長までやられて、そういったことができたのかどうかも我々にはわかりません。それは本人に関係ないですけれども、そういうものだけは、でも知り合いになれば、多少意思交換は率直にできたりすることはありますけれども、針ヶ谷議員がどこらを考えて言っているのかということのもちょっとわからないところがあるので……

○2番 針ヶ谷稔也議員 わからなかったら答えなくていいので、お黙りください。

○栗原 実町長 何でも一応そういうことなのですよ。

○2番 針ヶ谷稔也議員 はい、わかりました。

○栗原 実町長 わかりますか。さらに、埼玉県は県の出先から、県から全て副町長が全部出向しています、村から町まで。みんな特殊な関係だから、県からうちの副町長は来ているから、では勝手にいいあんばいに何とか頼みます、頼みますとかと全部の自治体が言ったら、基本的にはどうなるのですか。ということですから、そういう手段もとるべきときもあるかもしれませんが、過去みたいに一番大きなテーマを抱えて、しかもそのために人数を一定期間、これはいわゆるニュータウン開発です。それで20人も余計採用をとつたというような年も複数年あるわけですが、そういったことも含めて、そういったときにはそういう対応をしながら最大限の時の町長は力を尽くしたということでありまして、今は逆に言うと、企業局からなんかは多分幾ら要望しても、町が要望している、県の企業局、自分の土地を一生懸命売ってくださいと言っても、売らないのを、こちらがせつせつせつと日参しまして、価格も下げさせているわけですから、交流が深まると県の言うがままになる可能性も裏側になればあるということもあわせ必要もあるということです。ということ

も総合的に勘案し、必要なときには必要な、ですから針ヶ谷議員のものを全部否定もしませんが、今はまだそういう時期ではないというふうに考えております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 私が質問すると、必ず前町長が登場をして……

○栗原 実町長 事実だもの。

○2番 針ヶ谷稔也議員 事実ですが、私と血縁関係にあるわけではありませんので……

○栗原 実町長 だから、別に……

○2番 針ヶ谷稔也議員 そういうのを意図しておしゃべりになっていませんか。

○栗原 実町長 そちらもそうではないですか。

○2番 針ヶ谷稔也議員 何をですか。

○栗原 実町長 進めてください。

○2番 針ヶ谷稔也議員 時間も限られていますので、質問のほうを続けさせていただきますが、先ほどニュータウンの開発事業の際には人を送ったというお話がありました。これは町長のほうもお話しされました。ということは町として大きなプロジェクト、もくろみがあるということになれば、やはり猫の手もかりたいし、クモの糸にもすがりたい状態になるかと思うのです。今そういう状況でないということは、庁舎建設も進んでおりますので、今のところは町として大きなプロジェクトというのは、それ以外にないのかなと思っております。

次の4番は、今後4年間の町の方針についてということでお伺いしようと思ったのですが、先ほどの町長のご発言の中で、今後そういう大きいプロジェクトは何も考えていないということですので、これで質問のほうを終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○栗原 実町長 そうは言ってごさいませんよ。必要が起こったときにはいろんな方法をとると答えていますよ。しっかりと認識してください。

○青木秀夫議長 時間余っていてもいいのですね。終わりね。

○2番 針ヶ谷稔也議員 結構です。

○青木秀夫議長 では、以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了しました。

---

○青木秀夫議長 ここで、引き続き昨日の予算決算常任委員会において、後日報告となった2件について、産業振興課長及び企画財政課長から報告をいたします。

橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 昨日補正の説明の中で、小森谷議員さんのほうから地球温暖化対策のニュータウンの奨励金の関係で、地球温暖化対策の奨励金の実績ということでお話があったかと思うのですが、その辺細かな資料がということでの説明ちょっとした部分の説明なのですが、今回4つの案件についての減額の補正ということなのですが、1件、昨日実名を挙げました東都フォルダーにつきましては、もう地球温暖化対策の奨励金は、そのような施設を取り組まないということでの減額になります。それとトミッツとキューケンにつきましては、工事のほうが若干遅れましたので、当初状況によっては、そ

もそもこの予算が着工の年次には企業様から要請があったときには、柔軟に対応ができるようにというので、当初の進出計画に基づいて予算化をさせていただいております。その中でもトミツとキューケンにつきましては、今年度状況によっては要求をされる可能性もあったということで予算化していたのですが、工事のほうが遅れまして、これにつきましては今回減額、ただし次年度についてもまだ可能性がありますので、新年度の予算の中では対応するというような形でさせていただいております。

それと、新規の見込みにつきましても、これは宝泉プレジジョンを想定していたらしいのですけれども、そちらのほうも逆に言うと見込みがちょっと早かったということで、次年度の対応というような形でございます。

それと、補足的なのですけれども、この地球温暖化対策奨励金ということで、基本的には太陽光等々を想定しているのですけれども、あくまでもこれは新エネルギーの関係の法律に基づく石油由来の要は以外のエネルギー源と、それも自然のエネルギーを発生するようなものに対しての装置の助成ということでして、個々の企業が省エネ対策を全然していないかということ、それはまた別の問題でということ、あくまでもこの補助金の対象事業を実施しなかったということでの減額ということでご理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

○8番 小森谷幸雄議員 はい。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、引き続きまして、昨日の平成28年度の一般会計の補正予算の説明を報告させていただきます。

昨日、青木議員さんのほうからの質問に対する件でございますが、歳出の12款公債費の長期債償還利子が325万8,000円の減額となりました。その減額の理由ということでございますが、まず1点目は、平成17年度に借り入れました臨時財政対策債の利率の見直しによるものであります。臨時財政対策債は、20年償還で、10年目で利率を見直すことになっております。当初1.5%の利率でありましたが、見直しにより1.5%が0.1%になったため、197万4,000円が減額になりました。

それと、2点目でございますが、平成28年度の当初は、平成27年度借り入れ分と平成28年度初期借り入れ分の利率を0.4から0.8%ということで計上しておりましたが、実際は0.1%の利率で借りられたという点から減額になったものでございます。合わせて325万円の減額ということが理由でございます。

また、地方債全体の借り入れの状況でございますが、平成27年度決算時の状況で申し上げますと、利率が0.5%以下の地方債が12億4,700万円で約33%、利率が0.6から1.0が11億1,800万円で全体の30%、利率が1.1から1.5が11億1,000万円で全体の約30%、利率が1.6を超える地方債につきましては、2億8,700万円で全体の7%程度となっております。大半が今現在利率が1.5%以下の借り入れとなっている状況でございます。ただし、現在、今現在10年借り入れの地方債についてが0.01%から0.04%程度まで下がっているというような状況であります。

以上、説明とさせていただきます。

○青木秀夫議長 ちょっとお聞きしていいですか。

先ほど1.5から0.1に下がったという、利率を見直したというのは、元本というか、金額は幾らなのか、元金。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 平成17年度臨時財政対策債、当初2億1,190万円の借り入れでありました。

○青木秀夫議長 はい、わかりました。

以上で報告を終わります。

---

○議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について

議案第12号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第13号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○青木秀夫議長 日程第2、議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第5、議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの4議案を一括議題といたします。

この4議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

今村予算決算常任委員長。

[今村好市予算決算常任委員長登壇]

○今村好市予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会の報告をする前に、先ほどの一般質問の中で、私を個人的に指名をして町長は答弁をいたしました。その中で、私は人事交流で企業局に行っておりません。誤解のないようお願いをしたいと思います。群馬県の企業局の採用規定の中で、群馬県企業局東毛開発事務所の参与という形で採用されて仕事をまいりました。それは誤解のないようお願いをしたいと思います。私だけではなく、その以前に助役をやられた野村三吾氏も私より長い期間、同じような形で仕事をした経験がありますので先ほどの話については人事交流ではありませんので、町から派遣をされたわけではありません。ご訂正をお願いいたします。

それでは、予算決算常任委員会の状況について報告をいたします。

予算決算常任委員会に付託をされました案件につきまして、審査の経過及び結果について報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第11号から議案第14号までの4件であり、昨日審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部については、議員各位十分ご承知のことと思いますので、省略をいたします。

審査の結果について申し上げます。

初めに、議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第11号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ○発言の訂正

○青木秀夫議長 栗原町長の発言を許します。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ただいま委員長報告の中で今村議員さんがその前段として、その前の針ヶ谷氏との一般質問のやりとりの中で、人事交流ではないというようなことで、そういった意味での舌足らずで誤解を与えたことについては、今村氏のおっしゃるとおりでございますので、それは訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

意図は、濃密な3年間のつき合いの中で、針ヶ谷氏の言われているようなことが可能かどうかも含めてお聞きになったらよろしいというような意図で発言をいたしましたので、訂正をさせていただきます。よろしいですか。

○今村好市予算決算常任委員長 はい。

○栗原 実町長 はい。申しわけありません。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

○今村好市予算決算常任委員長 はい。

---

#### ○散会の宣告

○青木秀夫議長 それでは、以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、7日に総務文教福祉常任委員会、8日に産業建設生活常任委員会を開催し、それぞれ所管事務調査を行います。

9日、10日、14日及び15日に予算決算常任委員会を開催し、新年度予算関係議案について、審査の上、委員会採決をいたします。

17日の本会議最終日には、新年度予算関係議案について、予算決算常任委員長による審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。

また、閉会中の継続調査及び審査について決定する予定となっています。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 (午後 2時41分)